

令和 4 年度

# 新潟市賃金労働時間等実態調査 結果報告書



新潟市 経済部 雇用・新潟暮らし推進課

みなとまち。みらいまち。新潟市





# はしがき

新潟市では、市内事業所の労働条件などの実態を把握し、今後の経営や労使関係の安定化、労働行政の基礎資料とするため、毎年労働実態調査を行っております。平成18年度からは、「新潟県・新潟市賃金労働時間等実態調査」として新潟県と共同で調査を実施しています。

本報告書は、賃金、労働時間、休日・休暇などの労働条件の調査結果について産業別や規模別に取りまとめたものです。

本報告書が広く活用され、働く人一人ひとりが豊かさを実感しながら、安心して働くことのできる社会をつくるための環境づくりの一助となれば幸いです。

最後になりましたが、ご多忙にもかかわらず、この調査にご協力いただきました事業所の皆様方に厚くお礼申し上げますとともに、新潟市の労働行政につきまして、今後とも一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

令和5年3月

新潟市 経済部 雇用・新潟暮らし推進課

# 目次

## I 調査の概要

### 第1 調査の内容……………1

- 1 調査の目的
- 2 調査対象産業
- 3 調査対象事業所
- 4 調査項目
- 5 調査時点
- 6 集計方法
- 7 公表

### 第2 用語の説明……………3

- 1 企業規模
- 2 常用労働者
- 3 就業形態
- 4 職種
- 5 労働時間
- 6 1か月単位の変形労働時間制
- 7 1年単位の変形労働時間制
- 8 フレックスタイム制
- 9 1週間単位の非定型的変形労働時間制
- 10 勤務間インターバル制度
- 11 再雇用
- 12 育児休業制度
- 13 育児のための休暇制度
- 14 介護休業制度
- 15 テレワーク
- 16 表中の符号等

### 第3 調査の結果概要……………5

- 1 集計事業所、障がい者雇用
- 2 新規学卒者
- 3 労働時間
- 4 休日、休暇
- 5 育児休業制度、育児のための休暇制度
- 6 介護休業制度
- 7 仕事と家庭の両立のための支援制度
- 8 テレワークの導入状況
- 9 職場のハラスメント
- 10 新規学卒者の求人状況

## II 調査結果の分析

### 第1 集計事業所、障がい者雇用、労働組合…8

- 1 集計事業所数
- 2 障がい者雇用
- 3 労働組合

### 第2 新規学卒者……………12

- 1 新規学卒者の採用状況
- 2 初任給

### 第3 労働時間……………13

- 1 所定労働時間
- 2 変形労働時間制
- 3 勤務間インターバル制度

### 第4 休日、休暇……………20

- 1 年間休日数
- 2 週休制
- 3 年次有給休暇
- 4 特別休暇

### 第5 育児休業制度、育児のための休暇制度…28

- 1 制度利用の事業所割合
- 2 制度利用の労働者割合

### 第6 介護休業制度……………31

- 1 制度の利用状況

### 第7 仕事と家庭の両立のための支援制度 ……32

### 第8 テレワークの導入状況……………35

### 第9 職場のハラスメント……………37

### 第10 新規学卒者の求人状況……………38

付属調査票

# I 調査の概要

## 第1 調査の内容

### 1 調査の目的

この調査は、本市内の事業所に雇用されている労働者の労働条件等の実態を明らかにし、経営及び労使関係の合理化、安定化のための基礎資料とすることを目的とし、昭和54年度から昭和63年度まで3年ごとに4回、「労働基本調査」として実施してきた。しかし、近年の急激な経済社会情勢の変化に伴い、労働環境も著しく変動しているため、平成2年度から毎年、「労働実態調査」として実施してきた。新潟県も同様の調査を実施していることから、平成18年度より「新潟県・新潟市賃金労働時間等実態調査」として新潟県と共同で実施している。なお、調査項目について、令和元年度から従来の事業所票の項目のみに変更した。

### 2 調査対象産業

「鉱業、採石業、砂利採取業」、「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」、「複合サービス事業」、「サービス業」

### 3 調査対象事業所

令和2年経済センサス活動調査事業所の名簿に基づき、本市内に所在する、常用労働者を10人以上雇用している事業所のうちから、産業別・従業者規模別に無作為に抽出した2,000事業所について、郵送により調査を行った。そのうち有効回答は、859事業所(有効回答率42.95%)であった。

### 4 調査項目

- 1 企業全体の現況
- 2 事業所の現況
- 3 初任給
- 4 労働時間制度
- 5 年間休日数
- 6 年次有給休暇
- 7 特別休暇制度
- 8 育児休業制度、育児のための休暇制度
- 9 介護休業制度
- 10 仕事と家庭の両立のための支援制度
- 11 テレワークの導入状況
- 12 職場のハラスメント
- 13 新規学卒者の求人状況

### 5 調査時点

令和4年7月31日現在

## 6 集計方法

(1) 各事業所を1単位とする単純算術平均とした。

ただし、初任給については、新規採用者数をウェイトとする加重算術平均とした。

(2) 端数処理のため総数及び%が一致しない場合がある。また、数値(%)は単位未満を四捨五入してあるので、総数と内訳の計が一致しないこともある。

## 7 公表

ウェブページによる。

## 第2 用語の説明

### 1 企業規模

中小企業 … 企業全体において常時使用する従業員が300人以下(「情報通信業」、「卸売業」、「宿泊業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「医療、福祉」、「複合サービス事業」及び「サービス業」では100人以下、「小売業」、「飲食サービス業」では50人以下)、又は資本金3億円以下(「卸売業」では1億円以下、「情報通信業」、「小売業」、「飲食サービス業」、「宿泊業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「医療、福祉」、「複合サービス事業」及び「サービス業」では5,000万円以下)の企業をいう。

大企業 … 中小企業以外の企業をいう。

### 2 常用労働者

次のうちいずれかに該当する労働者をいう。

- (1) 期間を定めずに雇用されている労働者
- (2) 1か月を超える期間を定めて雇用されている労働者
- (3) 日々又は1か月以内の期間を定めて雇われている労働者のうち、5月、6月にそれぞれ18日以上雇われた労働者

### 3 就業形態

- 一般 … 常用労働者のうち、一般的な所定労働時間が適用されている労働者のことで、正社員及びその他労働者をいう。
- 正社員 … 一般労働者のうち、事業所において正社員及び正職員とする労働者をいう。
- その他労働者 … 一般労働者のうち、正社員ではないフルタイム労働者をいう。  
(嘱託職員、契約社員、有期雇用社員等)
- パート … 常用労働者のうち、1日の所定労働時間が同一の事業所に雇用される一般労働者より少ない者をいう。

### 4 職種

- 管理 … 会社の事務部門、生産部門の中で、部長、課長、係長等のように監督的業務に従事する者をいう。なお、生産部門においては作業に従事しない職長、組長等の監督的地位にある者も含む。
- 事務・技術 … 経理、営業、人事等の事務的業務に従事する者や、介護、設計等の高度な技術が必要とする業務に従事する者をいう。
- 生産 … 生産・建設現場、販売、自動車運転、守衛等に従事する者をいう。

### 5 労働時間

- 所定労働時間 … 就業規則で定められた始業時刻から終業時刻までの時間をいい、休憩時間は除く。

## 6 1か月単位の変形労働時間制

1か月以内の一定の期間を平均し、1週間あたりの労働時間が40時間以下の範囲内において、1日8時間および1週40時間を超えて労働させることができる制度。

## 7 1年単位の変形労働時間制

労使協定により、1年以内の一定の期間を平均し、1週間あたりの労働時間が40時間以下の範囲内において、1日8時間および1週40時間を超えて労働させることができる制度。

## 8 フレックスタイム制

1か月以内の一定期間の総労働時間を決めておき、労働者がその範囲内で各日の始業及び終業の時刻を選択できる制度。

## 9 1週間単位の非定型的変形労働時間制

規模30人未満の小売業、旅館、料理・飲食店の事業において、労使協定により、1週間単位で毎日の労働時間を弾力的に定めることができる制度。

## 10 勤務間インターバル制度

労働者の終業時刻から、次の始業時刻の間に一定時間の休息を設定する制度。

## 11 再雇用

定年年齢到達者を退職後、改めて雇用すること。

## 12 育児休業制度

原則として1歳未満の子を有する労働者の申し出により、労働者が育児のため一定期間休業することを認める制度。

## 13 育児のための休暇制度

自身又は配偶者の出産及び育児を理由として取得できる休暇制度（労働基準法に規定する「育児時間」や育児介護休業法に規定する「子の看護休暇」を含む）。なお、労働基準法に規定する産前産後休業は含まない。

## 14 介護休業制度

介護を必要とする家族を有する労働者の申し出により、労働者が介護のため一定期間休業することを認める制度。

## 15 テレワーク

事業所の建物から離れたところに居ながら、通信ネットワークを活用することにより、事業所の建物内で勤務する場合とほぼ同等の仕事ができる勤務形態のこと。

## 16 表中の符号等

「-」	………… 該当なし
「X」	………… サンプル数が少ないため秘匿
「0」または「0.0」	………… 単位未満



### 第3 調査の結果概要

#### 1 集計事業所、障がい者雇用

- (1) 集計対象となった事業所は 859 事業所で、このうち中小企業が 689 事業所(80.2%)、大企業が 170 事業所(19.8%)となっている。(第1表)
- (2) 障がい者を雇用している事業所は、中小企業が 142 事業所、大企業が 43 事業所で、これらは全体の 21.5%を占めている。また、常用労働者 36,015 人のうち障がい者は、中小企業が 359 人、大企業が 112 人で、これらは全体の 1.3%となっている。(第2表、第3表)

#### 2 新規学卒者

新規学卒者の学歴別初任給の平均は、高校卒事務・技術 166,365 円、高校卒生産 173,963 円、専門学校卒事務・技術 182,018 円、専門学校卒生産 176,113 円、短大・高専卒事務・技術 176,461 円、短大・高専卒生産 180,096 円、大学卒事務・技術 202,454 円、大学卒生産 206,952 円、大学院卒事務・技術 223,184 円となっている。(第6表)

#### 3 労働時間

- (1) 週所定労働時間は 38 時間 06 分となっている。規模別では中小企業が 38 時間 11 分、大企業が 37 時間 48 分となっている。産業別では、中小企業、大企業ともに「不動産業、物品賃貸業」が最も長くなっている。(第7表)
- (2) 変形労働時間制を採用している事業所の割合は 64.0%で、規模別では中小企業が 63.3%、大企業が 67.1%となっている。また、全体では「1年単位」の変形労働時間制を採用している事業所の割合が、36.0%と最も多い。(第11表)

#### 4 休日、休暇

- (1) 年間休日数の平均は、112.2 日(中小企業 110.9 日、大企業 117.3 日)となっている。産業別では、中小企業は「電気・ガス・熱供給・水道業」、大企業では「情報通信業」が最も多くなっている。(第13表)
- (2) 週休制の形態のうち、何らかの形での週休2日制を採用している事業所の割合は、全体で 85.3%となっている。規模別では中小企業が 84.5%、大企業が 88.8%となっている。(第14表)  
なお、何らかの形での週休2日制の適用を受けている労働者は、全体で 84.5%となっている。(第15表)
- (3) 年次有給休暇の付与日数(繰り越し分は除く)は全体で 16.9 日(中小企業 16.6 日、大企業 17.7 日)となっている。取得日数をみると、全体で 9.7 日(取得率 57.4%)、中小企業で 9.4 日(同 56.4%)、大企業で 10.6 日(同 59.8%)となっている。取得率を産業別でみると、最も高いのは中小企業では「複合サービス事業」(96.7%)であり、大企業では「鉱業、採石業、砂利採取業」(99.4%)となっている。一方、最も低いのは中小企業で「生活関連サービス業・娯楽業」(41.4%)、大企業は「不動産業、物品賃貸業」(38.4%)となっている。(第17表)

#### 5 育児休業制度、育児のための休暇制度

令和3年7月1日から令和4年6月30日までに出産した者(配偶者が出産した男性を含む)のうち、育児休業制度を利用した者(予定を含む)の割合は、女性で 92.5%、男性で 32.7%となっている。(第22表)

## 6 介護休業制度

令和3年7月1日から令和4年6月30日までに介護休業制度の利用者がいた事業所の割合は 3.4%となっており、同制度を利用した男女の割合は、女性が 53.1%、男性 46.9%となっている。(第 23 表、第 24 表)

## 7 仕事と家庭の両立のための支援制度

仕事と家庭の両立のための育児に関する支援制度のある事業所は、83.9%となっている。介護に関する支援制度のある事業所は、79.9%となっている。(第 25 表)

## 8 テレワークの導入状況

テレワークを導入している事業所は212事業所(24.7%)で、このうち中小企業は139事業所(20.2%)、大企業は73事業所(42.9%)と大企業の方が高くなっている。(第 26 表)

## 9 職場のハラスメント

令和3年4月から令和4年3月までの1年間に、労働者からハラスメントに関する相談や訴えがあった事業所の割合は、10.8%となっている(第 27 表)

## 10 新規学卒者の求人状況

令和4年度の新規学卒者の採用充足率は、高校卒 59.3%、大学卒 79.6%となっている(第 29 表)



## Ⅱ 調査結果の分析

### 第1 集計事業所、障がい者雇用、労働組合

#### 1 集計事業所数

集計対象となった事業所数は 859 事業所で、このうち産業別の事業所数は、「鉱業、採石業、砂利採取業」2 事業所(0.2%)、「建設業」102 事業所(11.9%)、「製造業」169 事業所(19.7%)、「電気・ガス・熱供給・水道業」6 事業所(0.7%)、「情報通信業」13 事業所(1.5%)、「運輸業、郵便業」49 事業所(5.7%)、「卸売業、小売業」167 事業所(19.4%)、「金融業、保険業」26 事業所(3.0%)、「不動産業、物品賃貸業」11 事業所(1.3%)、「学術研究、専門・技術サービス業」27 事業所(3.1%)、「宿泊業、飲食サービス業」39 事業所(4.5%)、「生活関連サービス業、娯楽業」17 事業所(2.0%)、「教育、学習支援業」23 事業所(2.7%)、「医療、福祉」136 事業所(15.8%)、「複合サービス事業」8 事業所(0.9%)、「サービス業」64 事業所(7.5%)となっている。

規模別の事業所内訳は、全体では中小企業が 689 事業所(80.2%)でほぼ 8 割となっている。中小企業を産業別でみると、「建設業」、「製造業」、「不動産業、物品賃貸業」が 9 割以上と他の産業に比べて高くなっている。(第 1 表)

第1表 産業別・規模別集計事業所数内訳

区 分	規 模 計		中 小 企 業		大 企 業	
	事業所数	構成比	事業所数	構成比	事業所数	構成比
前 年 産 業 計	885	(100.0%)	715	(80.8%)	170	(19.2%)
産 業 計	859	(100.0%)	689	(80.2%)	170	(19.8%)
鉱業、採石業、砂利採取業	2	(0.2%)	1	〈50.0%〉	1	〈50.0%〉
建設業	102	(11.9%)	94	〈92.2%〉	8	〈7.8%〉
製造業	169	(19.7%)	159	〈94.1%〉	10	〈5.9%〉
電気・ガス・熱供給・水道業	6	(0.7%)	4	〈66.7%〉	2	〈33.3%〉
情報通信業	13	(1.5%)	7	〈53.8%〉	6	〈46.2%〉
運輸業、郵便業	49	(5.7%)	43	〈87.8%〉	6	〈12.2%〉
卸売業、小売業	167	(19.4%)	117	〈70.1%〉	50	〈29.9%〉
金融業、保険業	26	(3.0%)	15	〈57.7%〉	11	〈42.3%〉
不動産業、物品賃貸業	11	(1.3%)	10	〈90.9%〉	1	〈9.1%〉
学術研究、専門・技術サービス業	27	(3.1%)	17	〈63.0%〉	10	〈37.0%〉
宿泊業、飲食サービス業	39	(4.5%)	29	〈74.4%〉	10	〈25.6%〉
生活関連サービス業、娯楽業	17	(2.0%)	9	〈52.9%〉	8	〈47.1%〉
教育、学習支援業	23	(2.7%)	19	〈82.6%〉	4	〈17.4%〉
医療、福祉	136	(15.8%)	107	〈78.7%〉	29	〈21.3%〉
複合サービス事業	8	(0.9%)	1	〈12.5%〉	7	〈87.5%〉
サービス業	64	(7.5%)	57	〈89.1%〉	7	〈10.9%〉

(注) ( )内は全体に占める割合、〈 〉内は各区分に占める割合

## 2 障がい者雇用

障がい者を雇用している事業所は185事業所で、全体の21.5%を占めている。

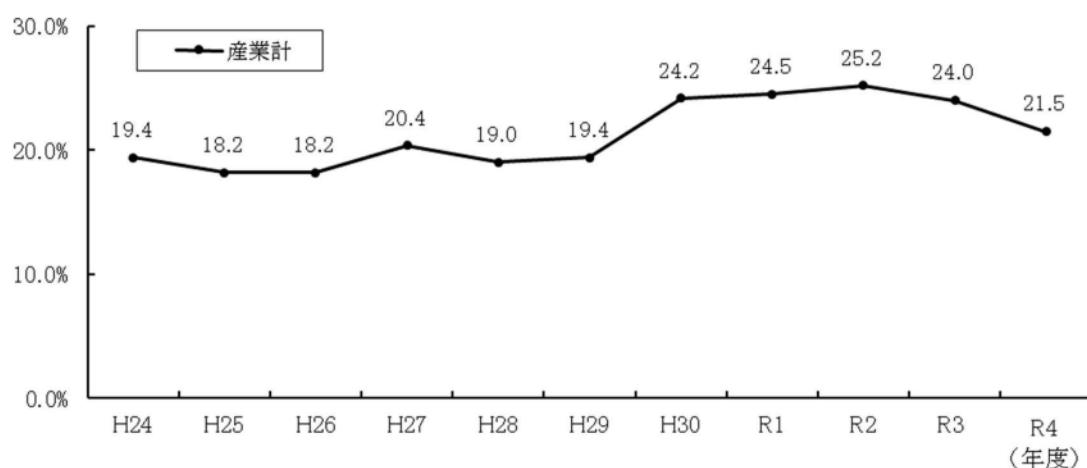
障がい者雇用割合について、他の産業と比べて高い産業は、「複合サービス業」(62.5%)、「教育・学習支援業」(34.8%)、「医療、福祉」(27.9%)と続いている。(第2表)

また、平成24年度からの障がい者雇用事業所割合の推移をみると、令和2年度まで増加傾向であったが、令和3年度以降は減少傾向となっている。(第1図)

第2表 産業別・規模別障がい者雇用事業所数内訳

区分	規模計			中小企業業			大企業業		
	事業所数	雇用事業所数	割合	事業所数	雇用事業所数	割合	事業所数	雇用事業所数	割合
前年産業計	885	212	24.0%	715	159	22.2%	170	53	31.2%
産業計	859	185	21.5%	689	142	20.6%	170	43	25.3%
鉱業、採石業、砂利採取業	2	0	0.0%	1	0	0.0%	1	0	0.0%
建設業	102	11	10.8%	94	9	9.6%	8	2	25.0%
製造業	169	45	26.6%	159	39	24.5%	10	6	60.0%
電気・ガス・熱供給・水道業	6	1	16.7%	4	1	25.0%	2	0	0.0%
情報通信業	13	3	23.1%	7	1	14.3%	6	2	33.3%
運輸業、郵便業	49	12	24.5%	43	10	23.3%	6	2	33.3%
卸売業、小売業	167	31	18.6%	117	17	14.5%	50	14	28.0%
金融業、保険業	26	4	15.4%	15	4	26.7%	11	0	0.0%
不動産業、物品賃貸業	11	2	18.2%	10	2	20.0%	1	0	0.0%
学術研究、専門・技術サービス業	27	6	22.2%	17	2	11.8%	10	4	40.0%
宿泊業、飲食サービス業	39	4	10.3%	29	2	6.9%	10	2	20.0%
生活関連サービス業、娯楽業	17	1	5.9%	9	1	11.1%	8	0	0.0%
教育、学習支援業	23	8	34.8%	19	7	36.8%	4	1	25.0%
医療、福祉	136	38	27.9%	107	32	29.9%	29	6	20.7%
複合サービス事業	8	5	62.5%	1	1	100.0%	7	4	57.1%
サービス業	64	14	21.9%	57	14	24.6%	7	0	0.0%

第1図 障がい者雇用事業所割合の推移



障がい者の雇用状況について、常用労働者 36,015 人のうち、障がい者は 471 人(1.3%)となっている。(第3表)

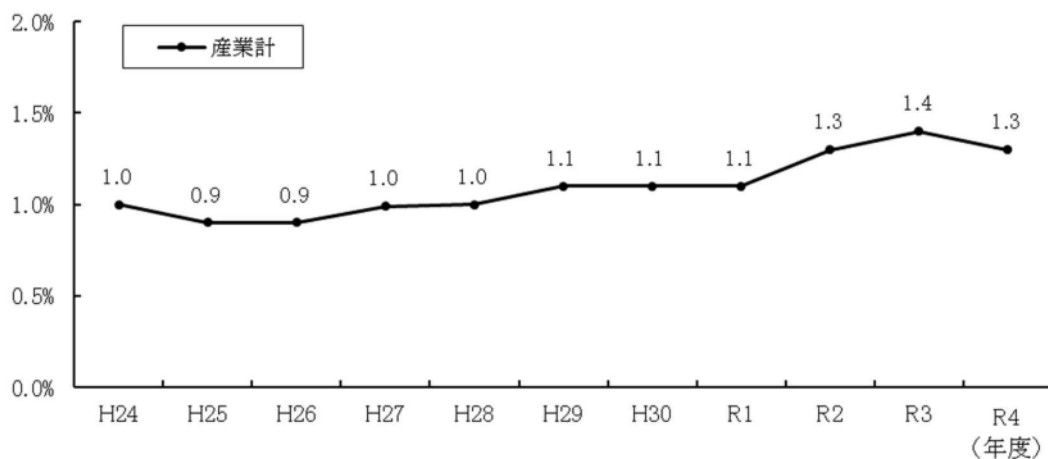
また、平成 24 年度からの障がい者雇用状況割合の推移をみると、概ね横ばい傾向であったが、令和 2 年度以降は上昇傾向にあったが、令和4年度は 0.1%減少している。(第2図)

第3表 産業別・規模別障がい者の雇用状況

区 分	規 模 計			中 小 企 業			大 企 業		
	常 用 労働者数 (人)	う ち 障がい者数 (人)	割 合	常 用 労働者数 (人)	う ち 障がい者数 (人)	割 合	常 用 労働者数 (人)	う ち 障がい者数 (人)	割 合
前 年 産 業 計	38,989	559	1.4%	30,025	420	1.4%	8,964	139	1.6%
産 業 計	36,015	471	1.3%	26,063	359	1.4%	9,952	112	1.1%
鉱業、採石業、砂利採取業	71	0	2.2%	47	0	0.0%	24	0	0.0%
建設業	2,776	15	0.5%	2,445	11	0.4%	331	4	1.2%
製造業	8,650	156	1.8%	6,697	123	1.8%	1,953	33	1.7%
電気・ガス・熱供給・水道業	142	1	0.7%	111	1	0.9%	31	0	0.0%
情報通信業	586	4	0.7%	249	1	0.4%	337	3	0.9%
運輸業、郵便業	2,164	23	1.1%	1,851	20	1.1%	313	3	1.0%
卸売業、小売業	5,617	66	1.2%	3,477	47	1.4%	2,140	19	0.9%
金融業、保険業	751	8	1.1%	498	8	1.6%	253	0	0.0%
不動産業、物品賃貸業	212	3	1.4%	188	3	1.6%	24	0	0.0%
学術研究、専門・技術サービス業	1,526	31	2.0%	488	11	2.3%	1,038	20	1.9%
宿泊業、飲食サービス業	957	5	0.5%	679	2	0.3%	278	3	1.1%
生活関連サービス業、娯楽業	384	1	0.3%	164	1	0.6%	220	0	0.0%
教育、学習支援業	1,287	24	1.9%	1,093	23	2.1%	194	1	0.5%
医療、福祉	6,565	98	1.5%	4,171	79	1.9%	2,394	19	0.8%
複合サービス事業	275	8	2.9%	12	1	8.3%	263	7	2.7%
サービス業	4,052	28	0.7%	3,893	28	0.7%	159	0	0.0%

(注) 常用雇用者数は、調査事業所に雇用される全ての常用労働者数を計上しているため、本調査の集計対象となった労働者以外の労働者を含む。

第2図 障がい者雇用状況割合の推移



(注) 割合について、常用労働者数に占める障がい者数の割合であり、障がい者雇用率とは一致しない。

(注) 割合について、常用労働者数に占める障がい者数の割合であり、障がい者雇用率とは一致しない。



### 3 労働組合

回答のあった 859 事業所のうち、労働組合「有」が 213 事業所(24.8%)となっている。

労働組合「有」の割合を産業別にみると「鉱業、採石業、砂利採取業」、「複合サービス事業」で 100.0%、「金融業、保険業」で 69.2%と高くなっている。

規模別では、大企業の方が 57.1%と、中小企業より割合が高くなっている。(第4表)

第4表 労働組合組織状況

区 分	規 模 計			中 小 企 業			大 企 業		
	回 答 事業所数	労働組合の ある事業所数	割 合	回 答 事業所数	労働組合の ある事業所数	割 合	回 答 事業所数	労働組合の ある事業所数	割 合
前 年 産 業 計	885	222	25.1%	715	117	16.4%	170	105	61.8%
産 業 計	859	213	24.8%	689	116	16.8%	170	97	57.1%
鉱業、採石業、砂利採取業	2	2	100.0%	1	1	100.0%	1	1	100.0%
建設業	102	11	10.8%	94	6	6.4%	8	5	62.5%
製造業	169	27	16.0%	159	22	13.8%	10	5	50.0%
電気・ガス・熱供給・水道業	6	3	50.0%	4	1	25.0%	2	2	100.0%
情報通信業	13	1	7.7%	7	1	14.3%	6	0	0.0%
運輸業、郵便業	49	19	38.8%	43	13	30.2%	6	6	100.0%
卸売業、小売業	167	63	37.7%	117	28	23.9%	50	35	70.0%
金融業、保険業	26	18	69.2%	15	7	46.7%	11	11	100.0%
不動産業、物品賃貸業	11	2	18.2%	10	2	20.0%	1	0	0.0%
学術研究、専門・技術サービス業	27	6	22.2%	17	2	11.8%	10	4	40.0%
宿泊業、飲食サービス業	39	4	10.3%	29	2	6.9%	10	2	20.0%
生活関連サービス業、娯楽業	17	2	11.8%	9	0	0.0%	8	2	25.0%
教育、学習支援業	23	10	43.5%	19	9	47.4%	4	1	25.0%
医療、福祉	136	26	19.1%	107	14	13.1%	29	12	41.4%
複合サービス事業	8	8	100.0%	1	1	100.0%	7	7	100.0%
サービス業	64	11	17.2%	57	7	12.3%	7	4	57.1%

## 第2 新規学卒者

### 1 新規学卒者の採用状況

回答のあった859事業所のうち、新規学卒者を採用した事業所は、222事業所(25.8%)で、採用者数は634人となっている。(第5表)

第5表 産業別・新規学卒者採用数内訳

区 分	採 用 事業所数	採 用 者 数(人)					
		計	高校卒	専門学校卒	短大・高専卒	大学卒	大学院卒
前 年 産 業 計	214	584	153	140	35	241	15
産 業 計	222	634	176	123	57	248	30
鉱業、採石業、砂利採取業	0	0	-	-	-	-	-
建設業	29	69	31	7	2	26	3
製造業	40	153	92	8	6	38	9
電気・ガス・熱供給・水道業	2	2	-	-	-	2	-
情報通信業	8	21	-	3	1	17	-
運輸業、郵便業	4	11	3	-	-	7	1
卸売業、小売業	39	128	12	44	15	55	2
金融業、保険業	14	35	-	3	2	30	-
不動産業、物品賃貸業	1	1	-	-	-	1	-
学術研究、専門・技術サービス業	10	40	6	2	2	16	14
宿泊業、飲食サービス業	7	22	15	7	-	-	-
生活関連サービス業、娯楽業	4	7	1	5	-	1	-
教育、学習支援業	5	13	-	2	3	7	1
医療、福祉	45	106	9	39	24	34	-
複合サービス事業	0	0	-	-	-	-	-
サービス業	14	26	7	3	2	14	-

### 2 初任給

新規学卒者の学歴別初任給の平均は、高校卒事務・技術 166,365 円、生産 173,963 円、専門学校卒事務・技術 182,018 円、生産 176,113 円、短大・高専卒事務・技術 176,461 円、生産 180,096 円、大学卒事務・技術 202,454 円、生産 206,952 円、大学院卒事務・技術 223,184 円となっている。(第6表)

第6表 産業別・学歴別初任給

区 分	単位:円									
	高 校 卒		専 門 学 校 卒		短 大 ・ 高 専 卒		大 学 卒		大 学 院 卒	
	事務・技術	生産	事務・技術	生産	事務・技術	生産	事務・技術	生産	事務・技術	生産
前 年 産 業 計	165,350	167,110	193,909	183,623	179,220	177,657	198,859	196,552	201,327	X
産 業 計	166,365	173,963	182,018	176,113	176,461	180,096	202,454	206,952	223,184	X
鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
建設業	171,778	193,173	188,393	X	X	-	213,043	248,956	205,000	-
製造業	167,000	169,569	X	172,333	185,150	X	204,785	197,556	216,229	X
電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-	X	X	-	-
情報通信業	-	-	176,933	-	X	-	201,199	-	-	-
運輸業、郵便業	X	X	-	-	-	-	210,300	-	X	-
卸売業、小売業	166,750	-	172,021	177,073	180,000	181,195	206,673	197,759	X	-
金融業、保険業	-	-	169,333	-	X	-	206,149	-	-	-
不動産業、物品賃貸業	-	-	-	-	-	-	X	-	-	-
学術研究、専門・技術サービス業	X	172,800	X	-	X	-	205,237	-	228,811	-
宿泊業、飲食サービス業	165,251	-	180,056	X	-	-	-	-	-	-
生活関連サービス業、娯楽業	-	X	175,908	-	-	-	X	-	-	-
教育、学習支援業	-	-	X	-	X	X	179,000	X	X	-
医療、福祉	156,333	160,000	194,168	-	168,274	-	190,619	-	-	-
複合サービス事業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
サービス業	172,338	157,200	-	186,000	X	-	201,113	194,400	-	-

(注)「X」はサンプル数が少ないため秘匿。



### 第3 労働時間

#### 1 所定労働時間

##### (1) 日所定・週所定労働時間

日所定労働時間は7時間40分となっており、規模別にみると、中小企業は7時間38分、大企業は7時間45分となっている。週所定労働時間は、38時間06分となっており、規模別にみると、中小企業は38時間11分、大企業は37時48分となっている。(第7表)

第7表 日所定・週所定労働時間

区 分		日 所 定	週 所 定
前 年 産 業 計	規 模 計	7:40	38:29
	中 小 企 業	7:41	38:35
	大 企 業	7:36	38:01
産 業 計	規 模 計	7:40	38:06
	中 小 企 業	7:38	38:11
	大 企 業	7:45	37:48
鉱 業、採石業、砂利採取業	規 模 計	7:35	37:55
	中 小 企 業	7:35	37:55
	大 企 業	7:35	37:55
建 設 業	規 模 計	7:38	39:02
	中 小 企 業	7:37	38:57
	大 企 業	7:58	39:53
製 造 業	規 模 計	7:45	38:05
	中 小 企 業	7:45	38:03
	大 企 業	7:48	38:45
電 気・ガ  ス・熱  供給・水道業	規 模 計	8:05	37:38
	中 小 企 業	8:18	37:18
	大 企 業	7:40	38:20
情 報 通 信 業	規 模 計	7:41	38:27
	中 小 企 業	7:44	38:41
	大 企 業	7:38	38:11
運 輸 業、郵  便  業	規 模 計	7:44	37:59
	中 小 企 業	7:45	37:58
	大 企 業	7:35	38:06
卸  売  業、小  売  業	規 模 計	7:31	37:21
	中 小 企 業	7:26	37:25
	大 企 業	7:44	37:14
金 融 業、保  険  業	規 模 計	7:39	38:16
	中 小 企 業	7:45	38:44
	大 企 業	7:31	37:39
不 動 産 業、物  品  賃  貸  業	規 模 計	7:55	40:06
	中 小 企 業	7:55	40:06
	大 企 業	8:00	40:00
学 術  研  究、専  門・技  術  サ ー  ビ  ス  業	規 模 計	7:45	38:17
	中 小 企 業	7:45	38:27
	大 企 業	7:45	38:02
宿  泊  業、飲  食  サ ー  ビ  ス  業	規 模 計	7:13	33:12
	中 小 企 業	7:03	34:04
	大 企 業	7:42	30:43
生 活  関  連  サ ー  ビ  ス  業、娯  楽  業	規 模 計	7:45	38:45
	中 小 企 業	7:48	39:28
	大 企 業	7:43	37:58
教 育、学  習  支  援  業	規 模 計	7:35	37:26
	中 小 企 業	7:35	37:19
	大 企 業	7:36	38:01
医  療、福  祉	規 模 計	7:51	39:07
	中 小 企 業	7:49	38:59
	大 企 業	7:55	39:36
複  合  サ ー  ビ  ス  事  業	規 模 計	7:45	38:45
	中 小 企 業	8:00	16:00
	大 企 業	7:42	38:34
サ ー  ビ  ス  業	規 模 計	7:33	39:01
	中 小 企 業	7:31	39:05
	大 企 業	7:46	38:28

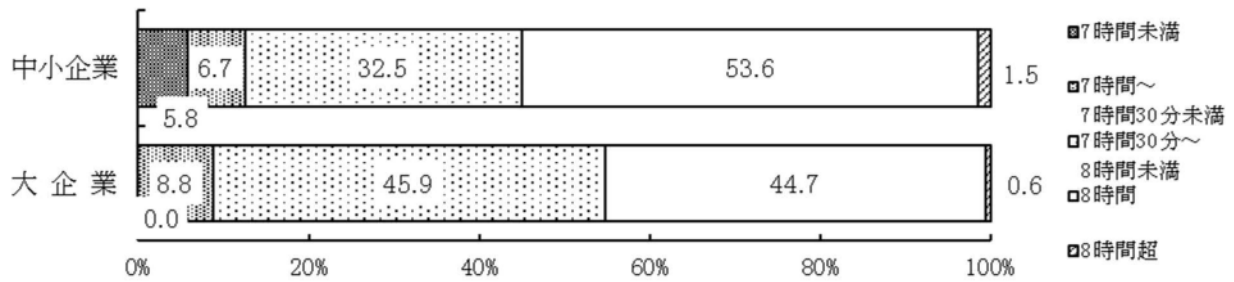
(2) 1日の所定労働時間

1日の所定労働時間について、産業別では中小企業では「電気・ガス・熱供給・水道業」、大企業では「不動産・物品賃貸業」が最も長くなっている。1日の所定労働時間別事業所割合の分布状況を見ると、中小企業は8時間の割合が高く、大企業は7時間30分～8時間未満の割合が高くなっている。(第8表、第3図)

第8表 1日の所定労働時間

区 分	所定労働時間 (時間:分)	1日の所定労働時間別事業所割合(%)						
		6:29	6:30	7:00	7:30	8:00	8:01	
		6:29	6:30	7:00	7:30	8:00	8:01	
前年産業計	7:40	3.2	1.1	7.0	36.8	50.2	1.7	
規模計								
中小企業	7:41	3.2	1.1	6.4	35.9	51.5	1.8	
大企業	7:36	2.9	1.2	9.4	40.6	44.7	1.2	
産 業 計	7:40	3.5	1.2	7.1	35.2	51.8	1.3	
規模計								
中小企業	7:38	4.4	1.5	6.7	32.5	53.6	1.5	
大企業	7:45	-	-	8.8	45.9	44.7	0.6	
鉱業、採石業、砂利採取業	7:35	-	-	-	100.0	-	-	
規模計								
中小企業	7:35	-	-	-	100.0	-	-	
大企業	7:35	-	-	-	100.0	-	-	
建 設 業	7:38	1.0	2.0	7.8	39.2	50.0	-	
規模計								
中小企業	7:37	1.1	2.1	8.5	41.5	46.8	-	
大企業	7:58	-	-	-	12.5	87.5	-	
製 造 業	7:45	0.6	1.2	8.3	38.5	48.5	3.0	
規模計								
中小企業	7:45	0.6	1.3	8.8	37.1	49.1	3.1	
大企業	7:48	-	-	-	60.0	40.0	-	
電気・ガス・熱供給・水道業	8:05	-	-	16.7	66.7	-	16.7	
規模計								
中小企業	8:18	-	-	25.0	50.0	-	25.0	
大企業	7:40	-	-	-	100.0	-	-	
情 報 通 信 業	7:41	-	-	7.7	61.5	30.8	-	
規模計								
中小企業	7:44	-	-	-	71.4	28.6	-	
大企業	7:38	-	-	16.7	50.0	33.3	-	
運 輸 業、郵便業	7:44	4.1	2.0	4.1	34.7	53.1	2.0	
規模計								
中小企業	7:45	4.7	2.3	2.3	30.2	58.1	2.3	
大企業	7:35	-	-	16.7	66.7	16.7	-	
卸 売 業、小 売 業	7:31	9.6	0.6	7.8	31.7	49.1	1.2	
規模計								
中小企業	7:26	13.7	0.9	8.5	23.1	52.1	1.7	
大企業	7:44	-	-	6.0	52.0	42.0	-	
金 融 業、保 険 業	7:39	-	-	30.8	34.6	34.6	-	
規模計								
中小企業	7:45	-	-	6.7	46.7	46.7	-	
大企業	7:31	-	-	63.6	18.2	18.2	-	
不 動 産 業、物 品 賃 貸 業	7:55	-	-	-	18.2	81.8	-	
規模計								
中小企業	7:55	-	-	-	20.0	80.0	-	
大企業	8:00	-	-	-	-	100.0	-	
学術研究、専門・技術サービス業	7:45	3.7	-	3.7	40.7	48.1	3.7	
規模計								
中小企業	7:45	5.9	-	-	35.3	58.8	-	
大企業	7:45	-	-	10.0	50.0	30.0	10.0	
宿 泊 業、飲 食 サービス 業	7:13	12.8	2.6	10.3	17.9	56.4	-	
規模計								
中小企業	7:03	17.2	3.4	13.8	3.4	62.1	-	
大企業	7:42	-	-	-	60.0	40.0	-	
生 活 関 連 サービス 業、娯 楽 業	7:45	-	-	-	58.8	41.2	-	
規模計								
中小企業	7:48	-	-	-	44.4	55.6	-	
大企業	7:43	-	-	-	75.0	25.0	-	
教 育、学 習 支 援 業	7:35	4.3	-	4.3	52.2	39.1	-	
規模計								
中小企業	7:35	5.3	-	-	52.6	42.1	-	
大企業	7:36	-	-	25.0	50.0	25.0	-	
医 療、福 祉	7:51	0.7	0.7	2.2	21.3	74.3	0.7	
規模計								
中小企業	7:49	0.9	0.9	2.8	20.6	73.8	0.9	
大企業	7:55	-	-	-	24.1	75.9	-	
複 合 サービス 事 業	7:45	-	-	-	50.0	50.0	-	
規模計								
中小企業	8:00	-	-	-	-	100.0	-	
大企業	7:42	-	-	-	57.1	42.9	-	
サ ー ビ ス 業	7:33	3.1	3.1	7.8	45.3	40.6	-	
規模計								
中小企業	7:31	3.5	3.5	7.0	45.6	40.4	-	
大企業	7:46	-	-	14.3	42.9	42.9	-	

第3図 1日の所定労働時間別事業所割合



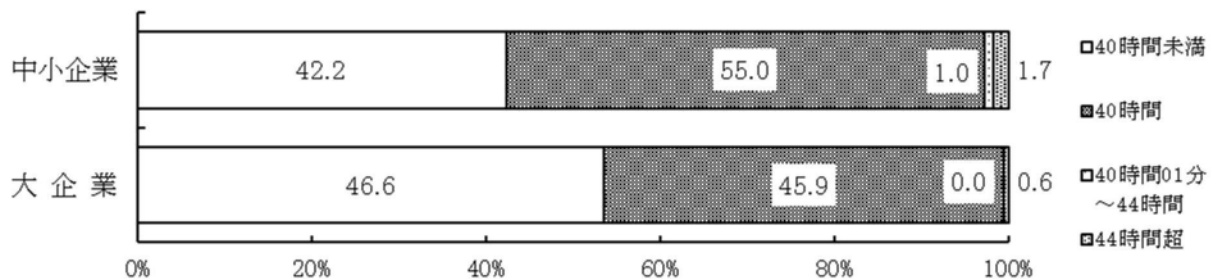
(3) 週所定労働時間

週所定労働時間について、産業別では「不動産業・物品賃貸業」が40時間06分と最も長く、一方、最も短いのは「宿泊業・飲食サービス業」の33時間12分であり、その差は6時間54分となっている。

また、週所定労働時間別事業所割合の分布状況を見ると、40時間以下の事業所が97.7%、40時間を超え44時間以下の事業所が0.7%、44時間を超える事業所が1.5%となっている。これを産業別にみると、40時間以下が100%を占めているのは「鉱業、採石業、砂利採取業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「金融業、保険業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」、「複合サービス事業」となっている。(第10表、第4図)

労働組合の有無別に週所定労働時間をみると、中小企業については労働組合の有無で労働時間の違いはない。(第9表)

第4図 週所定労働時間別事業所割合



第9表 労働組合有無別週所定労働時間

単位：(時間:分)

区 分	中 小 企 業		大 企 業	
	労 組 有	労 組 無	労 組 有	労 組 無
前 年 産 業 計	38:13	38:40	38:11	37:45
産 業 計	38:14	38:14	38:39	36:37



第 10 表 週所定労働時間

区 分	所定労働時間 (時間:分)	週所定労働時間別事業所割合(%)							
		37:59	38:00 39:59	40:00	40:01 41:59	42:00 43:59	44:00	44:01 45:59	
		前年産業計規模計	38:29	24.1	22.3	51.6	0.8	0.3	-
中小企業	38:35	20.6	24.1	52.9	1.0	0.4	-	1.1	
大企業	38:01	38.8	14.7	46.5	-	-	-	-	
産業計規模計	38:06	24.8	19.7	53.2	0.3	0.1	0.3	1.5	
中小企業	38:11	22.2	20.0	55.0	0.4	0.1	0.4	1.7	
大企業	37:48	35.3	18.2	45.9	-	-	-	0.6	
鉱業、採石業、砂利採取業規模計	37:55	100.0	-	-	-	-	-	-	
中小企業	37:55	100.0	-	-	-	-	-	-	
大企業	37:55	100.0	-	-	-	-	-	-	
建設業規模計	39:02	17.6	24.5	53.9	1.0	-	1.0	2.0	
中小企業	38:57	19.1	25.5	51.1	1.1	-	1.1	2.1	
大企業	39:53	-	12.5	87.5	-	-	-	-	
製造業規模計	38:05	23.1	27.2	45.0	0.6	-	0.6	3.6	
中小企業	38:03	22.6	27.0	45.3	0.6	-	0.6	3.8	
大企業	38:45	30.0	30.0	40.0	-	-	-	-	
電気・ガス・熱供給・水道業規模計	37:38	50.0	33.3	16.7	-	-	-	-	
中小企業	37:18	75.0	-	25.0	-	-	-	-	
大企業	38:20	-	100.0	-	-	-	-	-	
情報通信業規模計	38:27	38.5	30.8	30.8	-	-	-	-	
中小企業	38:41	28.6	42.9	28.6	-	-	-	-	
大企業	38:11	50.0	16.7	33.3	-	-	-	-	
運輸業、郵便業規模計	37:59	18.4	26.5	55.1	-	-	-	-	
中小企業	37:58	14.0	25.6	60.5	-	-	-	-	
大企業	38:06	50.0	33.3	16.7	-	-	-	-	
卸売業、小売業規模計	37:21	31.7	16.8	49.1	0.6	-	-	1.8	
中小企業	37:25	29.9	15.4	52.1	0.9	-	-	1.7	
大企業	37:14	36.0	20.0	42.0	-	-	-	2.0	
金融業、保険業規模計	38:16	57.7	7.7	34.6	-	-	-	-	
中小企業	38:44	40.0	13.3	46.7	-	-	-	-	
大企業	37:39	81.8	-	18.2	-	-	-	-	
不動産業、物品賃貸業規模計	40:06	18.2	9.1	63.6	-	-	-	9.1	
中小企業	40:06	20.0	10.0	60.0	-	-	-	10.0	
大企業	40:00	-	-	100.0	-	-	-	-	
学術研究、専門・技術サービス業規模計	38:17	25.9	22.2	48.1	-	-	-	3.7	
中小企業	38:27	11.8	29.4	52.9	-	-	-	5.9	
大企業	38:02	50.0	10.0	40.0	-	-	-	-	
宿泊業、飲食サービス業規模計	33:12	35.9	-	64.1	-	-	-	-	
中小企業	34:04	27.6	-	72.4	-	-	-	-	
大企業	30:43	60.0	-	40.0	-	-	-	-	
生活関連サービス業、娯楽業規模計	38:45	35.3	11.8	47.1	-	-	5.9	-	
中小企業	39:28	33.3	11.1	44.4	-	-	11.1	-	
大企業	37:58	37.5	12.5	50.0	-	-	-	-	
教育、学習支援業規模計	37:26	34.8	21.7	43.5	-	-	-	-	
中小企業	37:19	36.8	15.8	47.4	-	-	-	-	
大企業	38:01	25.0	50.0	25.0	-	-	-	-	
医療、福祉規模計	39:07	8.8	15.4	75.7	-	-	-	-	
中小企業	38:59	9.3	15.0	75.7	-	-	-	-	
大企業	39:36	6.9	17.2	75.9	-	-	-	-	
複合サービス事業規模計	38:45	50.0	-	50.0	-	-	-	-	
中小企業	40:00	-	-	100.0	-	-	-	-	
大企業	38:34	57.1	-	42.9	-	-	-	-	
サービス業規模計	39:01	25.0	21.9	51.6	-	1.6	-	-	
中小企業	39:05	24.6	19.3	54.4	-	1.8	-	-	
大企業	38:28	28.6	42.9	28.6	-	-	-	-	

## 2 変形労働時間制

変形労働時間制を採用している事業所は、64.0%となっている。規模別では、中小企業で 63.3%、大企業で 67.1%となっている。形態別では、「1か月単位」が26.5%、「1年単位」が36.0%、「フレックスタイム制」が5.4%、「1週間単位」が1.0%となり、中小企業では「1年単位」、大企業では「1か月単位」の変形労働時間制が最も多く採用されている。産業別では、「鉱業、採石業、砂利採取業」が 100.0%で最も高く、以下、「運輸業、郵便業」、「教育、学習支援業」と続いている。(第11表、第5図)

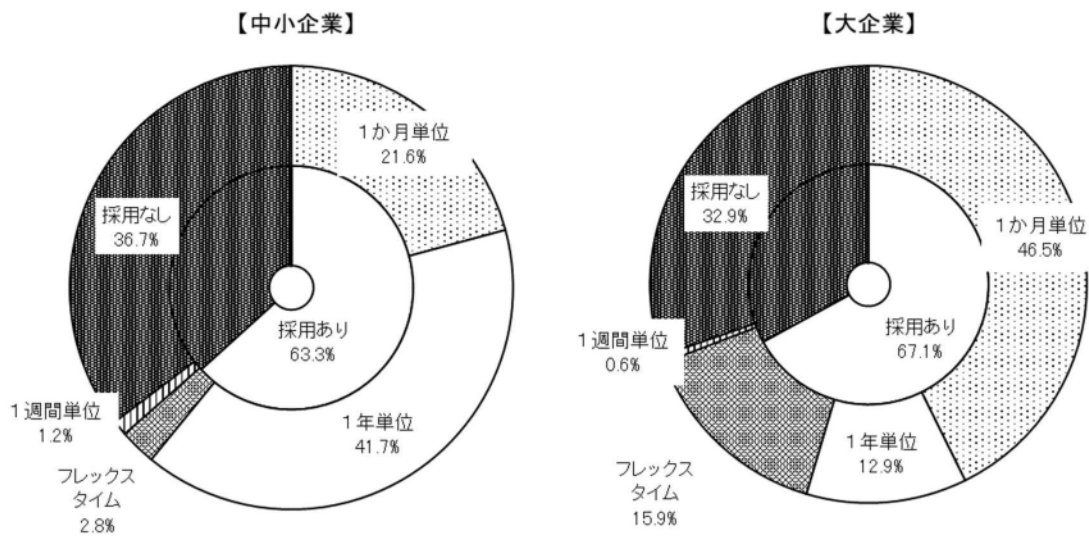
また、平成 24 年度からの変形労働時間制を採用している事業所割合の推移をみると、一部の年度で減少しているが、概ね横ばい傾向となっている。(第6図)

第 11 表 変形労働時間制の形態別事業所

区 分	変形労働 時間制 あり	各形態の採用割合				変形労働 時間制 なし
		1か月単位	1年単位	フレックス タイム	1週間単位	
前年産業計規模計	66.1	25.8	39.1	4.0	0.9	33.9
中小企業	67.0	23.4	43.8	2.4	1.1	33.0
大企業	62.4	35.9	19.4	10.6	-	37.6
産 業 計規模計	64.0	26.5	36.0	5.4	1.0	36.0
中小企業	63.3	21.6	41.7	2.8	1.2	36.7
大企業	67.1	46.5	12.9	15.9	0.6	32.9
鉱業、採石業、砂利採取業規模計	100.0	-	-	100.0	-	0.0
中小企業	100.0	-	-	100.0	-	0.0
大企業	100.0	-	-	100.0	-	0.0
建 設 業規模計	59.8	10.8	52.0	2.0	-	40.2
中小企業	62.8	9.6	56.4	2.1	-	37.2
大企業	25.0	25.0	-	-	-	75.0
製 造 業規模計	66.9	7.1	58.0	5.9	-	33.1
中小企業	67.3	6.3	59.7	5.0	-	32.7
大企業	60.0	20.0	30.0	20.0	-	40.0
電気・ガス・熱供給・水道業規模計	83.3	66.7	16.7	16.7	-	16.7
中小企業	75.0	50.0	25.0	-	-	25.0
大企業	100.0	100.0	-	50.0	-	0.0
情 報 通 信 業規模計	23.1	-	-	23.1	-	76.9
中小企業	14.3	-	-	14.3	-	85.7
大企業	33.3	-	-	33.3	-	66.7
運 輸 業、郵 便 業規模計	89.8	34.7	61.2	2.0	-	10.2
中小企業	88.4	27.9	67.4	-	-	11.6
大企業	100.0	83.3	16.7	16.7	-	0.0
卸 売 業、小 売 業規模計	66.5	34.7	29.3	6.6	2.4	33.5
中小企業	63.2	29.1	33.3	1.7	3.4	36.8
大企業	74.0	48.0	20.0	18.0	-	26.0
金 融 業、保 険 業規模計	23.1	19.2	3.8	-	-	76.9
中小企業	40.0	33.3	6.7	-	-	60.0
大企業	-	-	-	-	-	-
不 動 産 業、物 品 質 貸 業規模計	81.8	27.3	54.5	-	-	18.2
中小企業	80.0	30.0	50.0	-	-	20.0
大企業	100.0	-	100.0	-	-	0.0
学 術 研 究、専 門・技 術 サ ー ビ ス 業規模計	37.0	18.5	14.8	11.1	-	63.0
中小企業	29.4	11.8	23.5	-	-	70.6
大企業	50.0	30.0	-	30.0	-	50.0
宿 泊 業、飲 食 サ ー ビ ス 業規模計	66.7	46.2	12.8	10.3	7.7	33.3
中小企業	55.2	34.5	13.8	3.4	6.9	44.8
大企業	100.0	80.0	10.0	30.0	10.0	0.0
生 活 関 連 サ ー ビ ス 業、娯 楽 業規模計	76.5	35.3	35.3	-	5.9	23.5
中小企業	66.7	11.1	44.4	-	11.1	33.3
大企業	87.5	62.5	25.0	-	-	12.5
教 育、学 習 支 援 業規模計	87.0	13.0	69.6	8.7	-	13.0
中小企業	89.5	5.3	84.2	5.3	-	10.5
大企業	75.0	50.0	-	25.0	-	25.0
医 療、福 祉 業規模計	60.3	42.6	16.9	2.2	0.7	39.7
中小企業	57.0	38.3	17.8	2.8	0.9	43.0
大企業	72.4	58.6	13.8	-	-	27.6
複 合 サ ー ビ ス 事 業規模計	75.0	62.5	-	12.5	-	25.0
中小企業	-	-	-	-	-	-
大企業	85.7	71.4	-	14.3	-	14.3
サ ー ビ ス 業規模計	60.9	35.9	26.6	4.7	-	39.1
中小企業	59.6	33.3	29.8	-	-	40.4
大企業	71.4	57.1	-	42.9	-	28.6

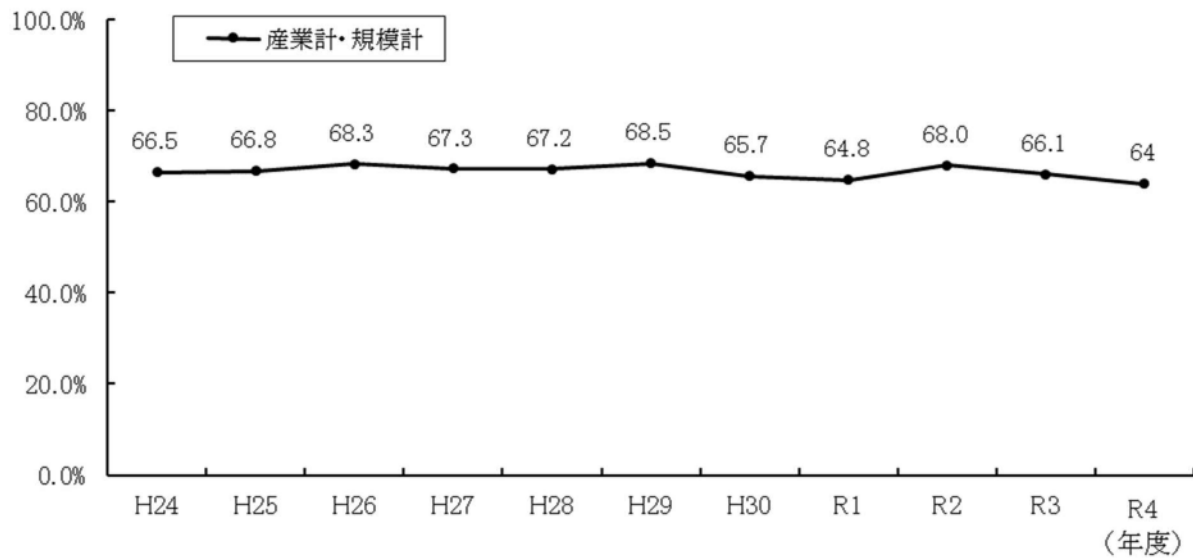
(注) 複数の変形労働時間制を採用している事業所があり、変形労働時間制ありと内訳の合計は必ずしも一致しない。

第5図 変形労働時間制の採用状況



(注) 複数の変形労働時間制を採用している事業所があり、採用ありと内訳の合計は必ずしも一致しない。

第6図 変形労働時間制の採用事業所割合の推移



### 3 勤務間インターバル制度

インターバル制度を導入している事業所は 8.6%となっている。規模別には、中小企業で 7.4%、大企業で 13.6%となっている。産業別では「金融業、保険業」が 24.0%でもっとも高い割合となっている(第 12 表)

第 12 表 勤務間インターバル制度の導入状況

		単位：%		
		導入している	導入予定 または 検討している	導入予定はなく、 検討もしていない
前 年 産 業 計	規 模 計	7.1	7.5	85.4
	中 小 企 業	5.7	6.9	87.4
	大 企 業	12.9	10.0	77.1
産 業 計	規 模 計	8.6	8.3	83.1
	中 小 企 業	7.4	8.1	84.5
	大 企 業	13.6	8.9	77.5
鉱業、採石業、砂利採取業	規 模 計	-	-	100.0
	中 小 企 業	-	-	100.0
	大 企 業	-	-	100.0
建 設 業	規 模 計	2.9	7.8	89.2
	中 小 企 業	3.2	7.4	89.4
	大 企 業	-	12.5	87.5
製 造 業	規 模 計	6.5	10.1	83.4
	中 小 企 業	6.9	8.8	84.3
	大 企 業	-	30.0	70.0
電気・ガス・熱供給・水道業	規 模 計	16.7	16.7	66.7
	中 小 企 業	-	25.0	75.0
	大 企 業	50.0	-	50.0
情 報 通 信 業	規 模 計	7.7	15.4	76.9
	中 小 企 業	14.3	14.3	71.4
	大 企 業	-	16.7	83.3
運 輸 業、郵便業	規 模 計	17.0	8.5	74.5
	中 小 企 業	12.2	9.8	78.0
	大 企 業	50.0	-	50.0
卸 売 業、小 売 業	規 模 計	17.7	9.8	72.6
	中 小 企 業	13.9	10.4	75.7
	大 企 業	26.5	8.2	65.3
金 融 業、保 険 業	規 模 計	24.0	12.0	64.0
	中 小 企 業	35.7	14.3	50.0
	大 企 業	9.1	9.1	81.8
不 動 産 業、物 品 賃 貸 業	規 模 計	9.1	18.2	72.7
	中 小 企 業	10.0	10.0	80.0
	大 企 業	-	100.0	-
学 術 研 究、専 門・技 術 サ ー ビ ス 業	規 模 計	7.4	3.7	88.9
	中 小 企 業	-	5.9	94.1
	大 企 業	20.0	-	80.0
宿 泊 業、飲 食 サ ー ビ ス 業	規 模 計	2.7	-	97.3
	中 小 企 業	3.7	-	96.3
	大 企 業	-	-	100.0
生 活 関 連 サ ー ビ ス 業、娯 楽 業	規 模 計	11.8	5.9	82.4
	中 小 企 業	11.1	11.1	77.8
	大 企 業	12.5	-	87.5
教 育、学 習 支 援 業	規 模 計	4.3	4.3	91.3
	中 小 企 業	5.3	5.3	89.5
	大 企 業	-	-	100.0
医 療、福 祉	規 模 計	3.0	3.0	94.0
	中 小 企 業	3.8	3.8	92.3
	大 企 業	-	-	100.0
複 合 サ ー ビ ス 事 業	規 模 計	12.5	12.5	75.0
	中 小 企 業	-	-	100.0
	大 企 業	14.3	14.3	71.4
サ ー ビ ス 業	規 模 計	3.1	14.1	82.8
	中 小 企 業	1.8	10.5	87.7
	大 企 業	14.3	42.9	42.9



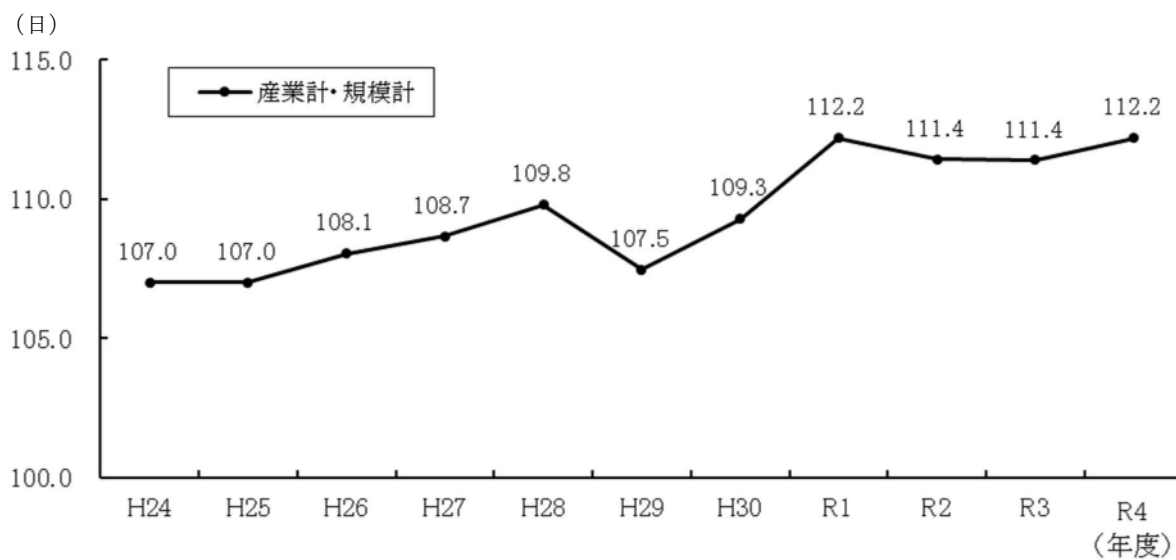
## 第4 休日、休暇

### 1 年間休日数

年間休日数の平均は112.2日となっている。規模別では、中小企業が110.9日、大企業が117.3日と大企業の方が6.4日多くなっている。産業別では、「電気・ガス・熱供給・水道業」の125.2日、「鉱業、採石業、砂利採取業」、「情報通信業」の123.5日が多く、他の産業では、104.8～123.1日となっている。(第13表)

また、平成24年度からの年間休日数の推移をみると、平成26年度以降は平成29年度を除き、増加傾向にある。(第7図)

第7図 年間休日数の推移





第 13 表 年間休日状況

単位：日

区 分	年間休日数
前 年 産 業 計 規 模 計	111.4
中 小 企 業	110.4
大 企 業	115.9
産 業 計 規 模 計	112.2
中 小 企 業	110.9
大 企 業	117.3
鉱業、採石業、砂利採取業 規 模 計	123.5
中 小 企 業	124.0
大 企 業	123.0
建 設 業 規 模 計	108.5
中 小 企 業	107.4
大 企 業	121.5
製 造 業 規 模 計	111.4
中 小 企 業	110.9
大 企 業	119.3
電気・ガス・熱供給・水道業 規 模 計	125.2
中 小 企 業	129.0
大 企 業	117.5
情 報 通 信 業 規 模 計	123.5
中 小 企 業	121.1
大 企 業	126.2
運 輸 業 、 郵 便 業 規 模 計	104.8
中 小 企 業	103.7
大 企 業	113.0
卸 売 業 、 小 売 業 規 模 計	111.6
中 小 企 業	110.1
大 企 業	115.0
金 融 業 、 保 険 業 規 模 計	120.8
中 小 企 業	120.9
大 企 業	120.6
不 動 産 業 、 物 品 質 貸 業 規 模 計	113.8
中 小 企 業	113.5
大 企 業	117.0
学術研究、専門・技術サービス業 規 模 計	123.1
中 小 企 業	124.1
大 企 業	121.5
宿 泊 業 、 飲 食 サービス業 規 模 計	107.1
中 小 企 業	107.7
大 企 業	105.5
生活関連サービス業、娯楽業 規 模 計	108.9
中 小 企 業	95.4
大 企 業	124.1
教 育 、 学 習 支 援 業 規 模 計	113.9
中 小 企 業	113.0
大 企 業	118.0
医 療 、 福 祉 規 模 計	115.4
中 小 企 業	114.8
大 企 業	117.8
複 合 サービス 事 業 規 模 計	118.9
中 小 企 業	128.0
大 企 業	117.6
サ ー ビ ス 業 規 模 計	110.7
中 小 企 業	109.8
大 企 業	118.0

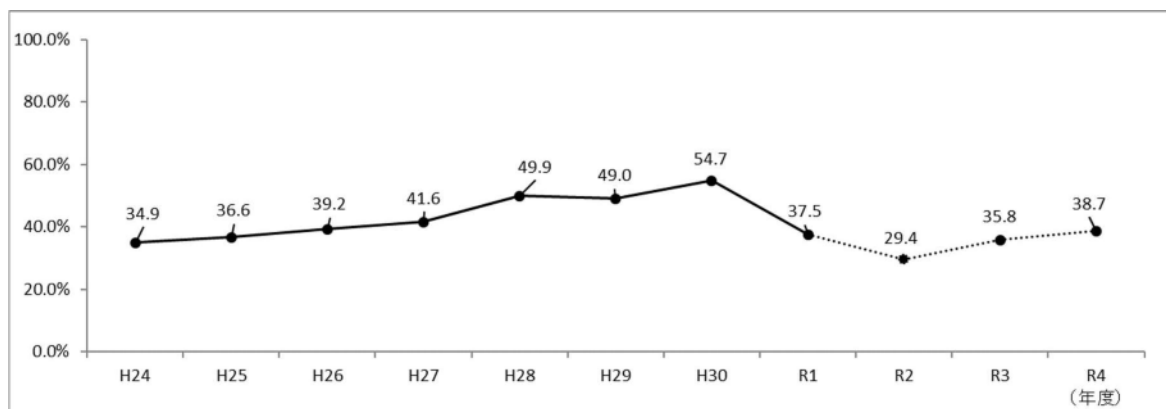
## 2 週休制

週休制の形態のうち「完全週休2日制」を実施している事業所は、全体の 38.7% (326 事業所) となっている。規模別では、中小企業が 35.5%、大企業が 51.5% で実施している。産業別では、「鉱業、採石業、砂利採取業」が 100%、以下「金融業、保険業」(88.5%) と他の産業に比べて高い割合となっている。(第 8 図、第 9 図、第 14 表)

週休制の形態別に適用労働者をみると、何らかの形で週休2日制の適用を受ける労働者は全労働者の 84.5% となっており、また、「完全週休2日制」の適用を受ける労働者は、全体の 41.6% となっている。(第 15 表)

労働組合の有無別にみると、何かの形で週休2日制の採用率は、中小企業では労働組合のある事業所で 81.6%、ない事業所で 85.1% となっている。また、大企業では労働組合のある事業所で 89.7%、ない事業所で 87.3% となっている。(第 16 表)

第8図 完全週休2日制の採用状況の推移



(注) 1 平成 29 年度までの集計について

(1) 「その他」とは週休 1 日制、週休 1 日半制など、何らかの形で週休 2 日制でないものをいう。

(2) 「1 年単位の変形労働時間制」を採用している事業所については、年間休日数を基に週休制の形態を区分している。

(例: 「年間休日数 105 日以上」であれば、「完全週休 2 日制」とする。)

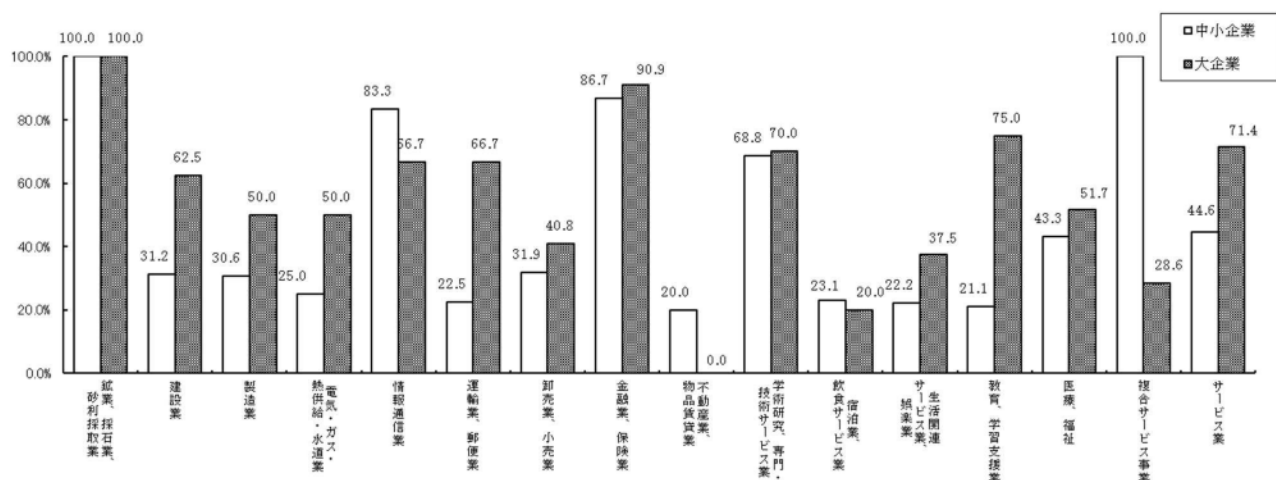
2 平成 30 年度の集計について

平成 30 年度は、週休制の採用がある事業所のうち、完全週休 2 日制に最も近いものについて集計。

3 令和元年度からの集計について

令和元年度からは、第 14 表の形態に最も近いものについて集計。形態内容も一部変更。

第9図 完全週休2日制の規模別採用状況(産業別事業所割合)



第 14 表 週休制の形態別採用状況(産業別事業所割合)

単位：%

区 分	週休1日 または 週休1日半制	月1～3回 週休2日制	完全 週休2日制	完全週休2日制 より休日日数 が多い制度	その他
前 年 産 業 計 規 模 計	4.9	36.5	35.8	9.7	13.1
中 小 企 業	5.7	39.9	33.0	9.0	12.4
大 企 業	1.2	22.4	47.6	12.9	15.9
産 業 計 規 模 計	3.7	35.6	38.7	11.0	10.9
中 小 企 業	4.5	39.2	35.5	9.8	11.0
大 企 業	0.6	21.3	51.5	16.0	10.7
鉱業、採石業、砂利採取業 規 模 計	-	-	100.0	-	-
中 小 企 業	-	-	100.0	-	-
大 企 業	-	-	100.0	-	-
建 設 業 規 模 計	3.0	51.5	33.7	5.9	5.9
中 小 企 業	3.2	54.8	31.2	4.3	6.5
大 企 業	-	12.5	62.5	25.0	-
製 造 業 規 模 計	2.4	43.7	31.7	7.2	15.0
中 小 企 業	2.5	45.2	30.6	7.0	14.6
大 企 業	-	20.0	50.0	10.0	20.0
電気・ガス・熱供給・水道業 規 模 計	-	16.7	33.3	16.7	33.3
中 小 企 業	-	25.0	25.0	25.0	25.0
大 企 業	-	-	50.0	-	50.0
情 報 通 信 業 規 模 計	-	-	75.0	25.0	-
中 小 企 業	-	-	83.3	16.7	-
大 企 業	-	-	66.7	33.3	-
運 輸 業 、 郵 便 業 規 模 計	2.2	47.8	28.3	10.9	10.9
中 小 企 業	2.5	52.5	22.5	10.0	12.5
大 企 業	-	16.7	66.7	16.7	-
卸 売 業 、 小 売 業 規 模 計	4.2	40.6	34.5	6.7	13.9
中 小 企 業	6.0	43.1	31.9	6.0	12.9
大 企 業	-	34.7	40.8	8.2	16.3
金 融 業 、 保 険 業 規 模 計	-	7.7	88.5	3.8	-
中 小 企 業	-	13.3	86.7	-	-
大 企 業	-	-	90.9	9.1	-
不 動 産 業 、 物 品 質 貸 業 規 模 計	-	54.5	18.2	27.3	-
中 小 企 業	-	50.0	20.0	30.0	-
大 企 業	-	100.0	-	-	-
学術研究、専門・技術サービス業 規 模 計	-	15.4	69.2	11.5	3.8
中 小 企 業	-	18.8	68.8	12.5	-
大 企 業	-	10.0	70.0	10.0	10.0
宿 泊 業 、 飲 食 サ ー ビ ス 業 規 模 計	11.1	30.6	22.2	13.9	22.2
中 小 企 業	11.5	38.5	23.1	11.5	15.4
大 企 業	10.0	10.0	20.0	20.0	40.0
生 活 関 連 サ ー ビ ス 業 、 娯 楽 業 規 模 計	5.9	29.4	29.4	35.3	-
中 小 企 業	11.1	44.4	22.2	22.2	-
大 企 業	-	12.5	37.5	50.0	-
教 育 、 学 習 支 援 業 規 模 計	21.7	26.1	30.4	8.7	13.0
中 小 企 業	26.3	31.6	21.1	5.3	15.8
大 企 業	-	-	75.0	25.0	-
医 療 、 福 祉 規 模 計	2.3	18.8	45.1	22.6	11.3
中 小 企 業	2.9	18.3	43.3	22.1	13.5
大 企 業	-	20.7	51.7	24.1	3.4
複 合 サ ー ビ ス 事 業 規 模 計	-	50.0	37.5	-	12.5
中 小 企 業	-	-	100.0	-	-
大 企 業	-	57.1	28.6	-	14.3
サ ー ビ ス 業 規 模 計	4.8	34.9	47.6	7.9	4.8
中 小 企 業	5.4	37.5	44.6	7.1	5.4
大 企 業	-	14.3	71.4	14.3	-

第 15 表 週休制の形態別採用状況(適用労働者割合)

区 分		週休1日 または 週休1日半制	月1～3回 週休2日制	完全 週休2日制	完全週休2日制より 休日日数が 多い制度	その他
適用 労働者	前年規模計	3.3	36.5	33.8	14.0	12.4
	規模計	3.8	33.1	41.6	9.8	11.7
	中小企業	4.9	36.6	36.9	9.8	11.7
	大企業	0.8	24.0	53.8	9.8	11.6

第 16 表 労働組合の有無別週休制の形態別採用状況(規模別事業所割合)

区 分		週休1日 または 週休1日半制	月1～3回 週休2日制	完全 週休2日制	完全週休2日制より 休日日数が 多い制度	その他
中小企業	労組有	5.3	28.1	43.9	9.6	13.2
	労組無	4.3	41.3	33.9	9.9	10.6
大企業	労組有	-	19.6	56.7	13.4	10.3
	労組無	1.4	23.9	43.7	19.7	11.3



### 3 年次有給休暇

#### (1) 年次有給休暇の付与、取得状況

年次有給休暇の付与日数(繰り越し分は除く)は、全体で 16.9 日となっている。産業別では、「鉱業、採石業、砂利採取業」の 20.6 日が最も多く、「金融業、保険業」の 19.2 日と続いている。規模別では、一部産業を除き大企業の付与日数がやや多い傾向がみられる。

取得日数は全体で 9.7 日、取得率は 57.4%となっている。取得率を産業別にみると、「電気・ガス・熱供給・水道業」の 79.8%が最も高く、「生活関連サービス業、娯楽業」の 40.7%が最も低くなっている。(第 17 表)

労働組合の有無別にみると、労働組合のある事業所では年次有給休暇の付与日数は、中小企業では 17.6 日、大企業では 18.1 日であり、取得率は中小企業で 61.5%、大企業で 63.1%となっている。取得率を労働組合の有無別でみると、中小企業、大企業ともに労働組合がある事業所で取得率が高くなっている。(第 18 表)

第 17 表 年次有給休暇の付与、取得状況

区 分	規 模 計			中 小 企 業			大 企 業		
	付与日数 (日)	取得日数 (日)	取得率 (%)	付与日数 (日)	取得日数 (日)	取得率 (%)	付与日数 (日)	取得日数 (日)	取得率 (%)
前 年 産 業 計	17.1	9.2	54.0	17.0	8.8	52.1	17.6	10.5	59.7
産 業 計	16.9	9.7	57.4	16.6	9.4	56.4	17.7	10.6	59.8
鉱業、採石業、砂利採取業	20.6	13.9	67.5	19.9	10.0	50.2	22.1	22.0	99.4
建設業	16.9	9.2	54.8	16.9	9.2	54.6	16.5	9.2	55.9
製造業	17.6	11.2	63.6	17.3	10.3	59.2	18.2	14.0	77.0
電気・ガス・熱供給・水道業	18.2	14.5	79.8	17.3	13.1	75.4	19.7	17.0	86.6
情報通信業	18.1	10.9	60.5	18.3	12.8	70.1	17.9	9.9	55.1
運輸業、郵便業	16.8	8.5	50.7	16.5	7.9	48.0	19.0	12.2	64.3
卸売業、小売業	16.0	9.0	56.0	15.6	8.7	55.9	16.8	9.4	56.0
金融業、保険業	19.2	11.5	60.0	19.2	11.7	60.9	19.3	11.2	58.0
不動産業、物品賃貸業	16.2	7.8	48.1	15.9	8.0	49.9	17.6	6.8	38.4
学術研究、専門・技術サービス業	17.3	10.4	60.4	15.2	10.9	71.4	18.4	10.2	55.2
宿泊業、飲食サービス業	14.6	8.9	61.0	14.1	10.0	70.7	15.3	7.5	48.6
生活関連サービス業、娯楽業	17.5	7.1	40.7	18.0	7.4	41.4	17.2	6.9	40.1
教育、学習支援業	17.2	9.5	55.3	17.6	9.9	56.5	16.0	8.1	50.7
医療、福祉	16.3	8.8	54.1	16.0	9.2	57.8	17.1	8.0	46.9
複合サービス事業	19.1	14.2	74.5	17.8	17.2	96.7	19.2	14.1	73.6
サービス業	16.5	8.5	51.3	16.2	8.2	50.8	22.7	13.4	59.2

第 18 表 労働組合の有無別年次有給休暇の付与・取得状況

区 分		中 小 企 業			大 企 業		
		付与日数(日)	取得日数(日)	取得率(%)	付与日数(日)	取得日数(日)	取得率(%)
前年産業計	労組有	18.1	10.2	56.6	18.3	11.6	63.7
	労組無	16.5	8.2	49.9	16.3	8.2	50.1
産 業 計	労組有	17.6	10.8	61.5	18.1	11.4	63.1
	労組無	16.2	8.8	54.2	17.1	9.3	54.5

(2) 年次有給休暇の取得促進等に向けた制度

年次有給休暇の取得促進等に向けた制度について、半日単位で取得する制度を導入している割合が最も高くなっており、規模別においても同様となっている。(第19表)

第19表 年次有給休暇取得促進等に向けた制度の導入状況

単位：%

		半日単位	時間単位	計画的付与	その他
前年産業計規模計	規模計	76.2	35.1	46.0	4.9
	中小企業	72.9	34.5	44.1	5.0
	大企業	90.0	37.6	54.1	4.1
産業計規模計	規模計	73.2	32.4	47.0	5.0
	中小企業	70.8	29.8	45.1	5.4
	大企業	82.9	42.9	54.7	3.5
鉱業、採石業、砂利採取業	規模計	100.0	-	50.0	-
	中小企業	100.0	-	-	-
	大企業	100.0	-	100.0	-
建設業	規模計	79.4	28.4	52.0	3.9
	中小企業	78.7	27.7	50.0	4.3
	大企業	87.5	37.5	75.0	-
製造業	規模計	75.1	24.3	46.7	5.9
	中小企業	74.2	22.6	45.3	5.7
	大企業	90.0	50.0	70.0	10.0
電気・ガス・熱供給・水道業	規模計	100.0	50.0	16.7	16.7
	中小企業	100.0	25.0	25.0	-
	大企業	100.0	100.0	-	50.0
情報通信業	規模計	92.3	30.8	61.5	7.7
	中小企業	85.7	14.3	42.9	-
	大企業	100.0	50.0	83.3	16.7
運輸業、郵便業	規模計	65.3	14.3	49.0	2.0
	中小企業	60.5	9.3	48.8	2.3
	大企業	100.0	50.0	50.0	-
卸売業、小売業	規模計	62.9	18.0	50.3	5.4
	中小企業	57.3	16.2	48.7	6.0
	大企業	76.0	22.0	54.0	4.0
金融業、保険業	規模計	73.1	23.1	80.8	15.4
	中小企業	66.7	33.3	66.7	26.7
	大企業	81.8	9.1	100.0	-
不動産業、物品賃貸業	規模計	63.6	27.3	72.7	-
	中小企業	60.0	20.0	70.0	-
	大企業	100.0	100.0	100.0	-
学術研究、専門・技術サービス業	規模計	81.5	48.1	37.0	7.4
	中小企業	76.5	52.9	41.2	11.8
	大企業	90.0	40.0	30.0	-
宿泊業、飲食サービス業	規模計	53.8	5.1	25.6	7.7
	中小企業	51.7	6.9	27.6	6.9
	大企業	60.0	-	20.0	10.0
生活関連サービス業、娯楽業	規模計	64.7	17.6	70.6	-
	中小企業	55.6	-	77.8	-
	大企業	75.0	37.5	62.5	-
教育、学習支援業	規模計	78.3	87.0	34.8	-
	中小企業	78.9	89.5	36.8	-
	大企業	75.0	75.0	25.0	-
医療、福祉	規模計	81.6	62.5	39.7	3.7
	中小企業	80.4	59.8	37.4	4.7
	大企業	86.2	72.4	48.3	-
複合サービス事業	規模計	100.0	100.0	50.0	-
	中小企業	100.0	100.0	100.0	-
	大企業	100.0	100.0	42.9	-
サービス業	規模計	73.4	37.5	42.2	4.7
	中小企業	71.9	31.6	40.4	5.3
	大企業	85.7	85.7	57.1	-

#### 4 特別休暇

特別休暇を採用している事業所の割合は、夏季休暇で 37.8%、病気休暇で 30.6%、リフレッシュ休暇で 14.9%、ボランティア休暇で 9.0%、教育訓練休暇(自己啓発のための休暇)で 5.8%、骨髄ドナー休暇で 4.0%、慶弔休暇で 92.9%、記念日休暇で 4.2%となっている。(第 20 表)

第 20 表 特別休暇の採用状況

区 分		夏季 休暇	病気 休暇	リフレッシュ 休暇	ボランティア 休暇	教育訓練 休暇	骨髄ドナー 休暇	慶弔 休暇	記念日 休暇	その他
前 年 産 業 計 規 模 計		40.6	29.2	15.6	9.7	4.9	3.7	92.4	4.9	24.2
中 小 企 業		41.7	27.4	11.6	5.7	4.6	3.1	91.3	4.2	22.2
大 企 業		35.9	36.5	32.4	26.5	5.9	6.5	97.1	7.6	32.4
産 業 計 規 模 計		37.8	30.6	14.9	9.0	5.8	4.0	92.9	4.2	26.2
中 小 企 業		38.2	28.0	9.6	4.9	5.4	2.6	91.3	3.2	24.4
大 企 業		36.5	41.2	36.5	25.3	7.6	9.4	99.4	8.2	33.5
鉱業、採石業、砂利採取業 規 模 計		-	100.0	100.0	100.0	50.0	100.0	100.0	-	100.0
中 小 企 業		-	100.0	100.0	100.0	-	100.0	100.0	-	100.0
大 企 業		-	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	-	100.0
建 設 業 規 模 計		52.9	33.3	13.7	5.9	7.8	2.0	91.2	4.9	19.6
中 小 企 業		51.1	29.8	9.6	3.2	7.4	1.1	90.4	3.2	19.1
大 企 業		75.0	75.0	62.5	37.5	12.5	12.5	100.0	25.0	25.0
製 造 業 規 模 計		45.6	20.7	9.5	4.1	5.9	1.2	93.5	4.1	23.1
中 小 企 業		46.5	18.9	7.5	2.5	6.3	0.6	93.1	3.1	20.8
大 企 業		30.0	50.0	40.0	30.0	-	10.0	100.0	20.0	60.0
電気・ガス・熱供給・水道業 規 模 計		16.7	16.7	16.7	33.3	16.7	16.7	100.0	-	33.3
中 小 企 業		-	25.0	-	25.0	-	-	100.0	-	50.0
大 企 業		50.0	-	50.0	50.0	50.0	50.0	100.0	-	-
情 報 通 信 業 規 模 計		46.2	46.2	15.4	15.4	7.7	-	100.0	-	23.1
中 小 企 業		42.9	14.3	-	14.3	14.3	-	100.0	-	14.3
大 企 業		50.0	83.3	33.3	16.7	-	-	100.0	-	33.3
運 輸 業 、 郵 便 業 規 模 計		24.5	30.6	8.2	10.2	4.1	2.0	93.9	-	18.4
中 小 企 業		20.9	20.9	4.7	2.3	4.7	2.3	93.0	-	16.3
大 企 業		50.0	100.0	33.3	66.7	-	-	100.0	-	33.3
卸 売 業 、 小 売 業 規 模 計		40.7	22.8	15.0	5.4	1.8	1.2	89.8	4.8	24.0
中 小 企 業		39.3	22.2	7.7	0.9	0.9	-	85.5	3.4	23.1
大 企 業		44.0	24.0	32.0	16.0	4.0	4.0	100.0	8.0	26.0
金 融 業 、 保 険 業 規 模 計		26.9	38.5	34.6	53.8	15.4	3.8	100.0	11.5	42.3
中 小 企 業		33.3	46.7	33.3	40.0	13.3	6.7	100.0	6.7	53.3
大 企 業		18.2	27.3	36.4	72.7	18.2	-	100.0	18.2	27.3
不 動 産 業 、 物 品 賃 貸 業 規 模 計		54.5	18.2	9.1	-	-	-	100.0	9.1	27.3
中 小 企 業		50.0	20.0	10.0	-	-	-	100.0	10.0	20.0
大 企 業		100.0	-	-	-	-	-	100.0	-	100.0
学 術 研 究 ・ 専 門 ・ 技 術 サ ー ビ ス 業 規 模 計		48.1	29.6	25.9	11.1	3.7	18.5	96.3	-	37.0
中 小 企 業		52.9	23.5	11.8	5.9	5.9	11.8	94.1	-	35.3
大 企 業		40.0	40.0	50.0	20.0	-	30.0	100.0	-	40.0
宿 泊 業 、 飲 食 サ ー ビ ス 業 規 模 計		10.3	17.9	15.4	2.6	-	-	89.7	7.7	23.1
中 小 企 業		3.4	13.8	6.9	-	-	-	86.2	10.3	20.7
大 企 業		30.0	30.0	40.0	10.0	-	-	100.0	-	30.0
生 活 関 連 サ ー ビ ス 業 ・ 娯 楽 業 規 模 計		29.4	47.1	11.8	23.5	5.9	11.8	94.1	17.6	35.3
中 小 企 業		33.3	44.4	11.1	-	11.1	-	88.9	-	33.3
大 企 業		25.0	50.0	12.5	50.0	-	25.0	100.0	37.5	37.5
教 育 ・ 学 習 支 援 業 規 模 計		34.8	39.1	8.7	4.3	8.7	4.3	95.7	4.3	17.4
中 小 企 業		31.6	36.8	5.3	-	5.3	-	94.7	5.3	10.5
大 企 業		50.0	50.0	25.0	25.0	25.0	25.0	100.0	-	50.0
医 療 ・ 福 祉 規 模 計		26.5	40.4	18.4	8.1	7.4	6.6	93.4	2.2	32.4
中 小 企 業		29.9	43.0	15.9	8.4	6.5	8.4	92.5	1.9	32.7
大 企 業		13.8	31.0	27.6	6.9	10.3	-	96.6	3.4	31.0
複 合 サ ー ビ ス 事 業 規 模 計		50.0	100.0	50.0	50.0	37.5	50.0	100.0	-	25.0
中 小 企 業		100.0	100.0	-	100.0	100.0	100.0	100.0	-	100.0
大 企 業		42.9	100.0	57.1	42.9	28.6	42.9	100.0	-	14.3
サ ー ビ ス 業 規 模 計		37.5	39.1	12.5	9.4	4.7	3.1	92.2	3.1	32.8
中 小 企 業		36.8	38.6	7.0	8.8	5.3	1.8	91.2	3.5	28.1
大 企 業		42.9	42.9	57.1	14.3	-	14.3	100.0	-	71.4



## 第5 育児休業制度、育児のための休暇制度

### 1 制度利用の事業所割合

令和3年7月1日から令和4年6月30日までの1年間に出産した者(配偶者が出産した男性を含む)がいた事業所について、育児休業制度、育児のための休暇制度の利用者がいた事業所の割合は81.3%となっている。そのうち育児休業制度の利用者がいた事業所の割合は73.5%となっており、規模別では中小企業で72.8%、大企業で75.3%と大企業での利用者割合が高くなっている。また、育児のための休暇制度のみの利用者がいた事業所の割合は6.1%となっている(第21表)

第21表 育児休業制度等利用の事業所数

区 分	出産者がいた事業所計 (配偶者が出産した男性を含む)		育児休業または育児のための 休暇制度の利用者がいた事業所(予定含む)				育児休業または育児のための 休暇制度の利用者がいなかった事業所			
	事業所数	構成比	うち育児休業制度の利用者がいた事業所		うち育児のための 休暇制度のみの 利用者がいた事業所		事業所数	構成比		
			事業所数	構成比	事業所数	構成比				
前年規模計	290	(100.0%)	226	(77.9%)	207	(71.4%)	18	(6.2%)	64	(22.1%)
規 模 計	294	(100.0%)	239	(81.3%)	216	(73.5%)	18	(6.1%)	55	(18.7%)
中 小 企 業	217	(100.0%)	173	(79.7%)	158	(72.8%)	11	(5.1%)	44	(20.3%)
大 企 業	77	(100.0%)	66	(85.7%)	58	(75.3%)	7	(9.1%)	11	(14.3%)

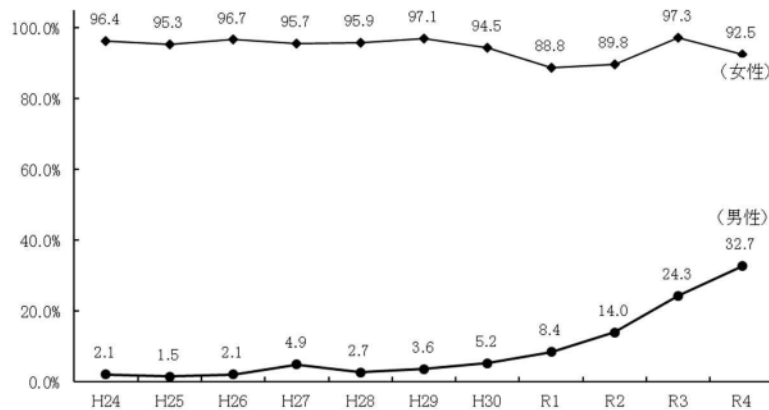
(注) 1 ( )内は全体に占める割合

### 2 制度利用の労働者割合

令和3年7月1日から令和4年6月30日までに、「配偶者が出産した男性労働者」のうち、育児休業制度を利用または利用を予定している労働者は107人で32.7%となっている。「出産した女性労働者」のうち、育児休業制度を利用または利用を予定している労働者は332人で92.5%となっている。(第22表)

平成24年度からの男女別育児休業制度利用労働者割合の推移をみると、「配偶者が出産した男性労働者」のうち、育児休業制度を利用または利用を予定している労働者は、平成28年度以降は、増加傾向となっている。また、「出産した女性労働者」のうち、育児休業制度を利用または利用を予定している労働者は、平成30年度以降減少し、令和3年度は増加したが、令和4年度は減少した。(第10図)

第10図 男女別育児休業制度の利用労働者割合の推移



注) R1のみ制度利用予定者が含まれていない。



第 22 表 育児休業制度、育児のための休暇制度利用の労働者数【男 性】

区 分	配偶者が 出産した 労働者	育児休業または 育児のための 休暇制度を 利用した労働者 (予定含む)					
		育児休業または 育児のための 休暇制度を 利用した労働者 (予定含む)		うち育児休業制度を 利用した労働者		うち育児のための 休暇制度のみ 利用した労働者	
		集計数 (人)	集計数 (人)	構成比	集計数 (人)	構成比	集計数 (人)
前 年 産 業 計 規 模 計	341	157	(46.0%)	83	(24.3%)	74	(21.7%)
中 小 企 業	228	89	(39.0%)	53	(23.2%)	36	(15.8%)
大 企 業	113	68	(60.2%)	30	(26.5%)	38	(33.6%)
産 業 計 規 模 計	327	141	(43.1%)	107	(32.7%)	32	(9.8%)
中 小 企 業	224	94	(42.0%)	65	(29.0%)	28	(12.5%)
大 企 業	103	47	(45.6%)	42	(40.8%)	4	(3.9%)
鉱 業、採 石 業、規 模 計	-	-	(-)	-	(-)	-	(-)
砂 利 採 取 業 中 小 企 業	-	-	(-)	-	(-)	-	(-)
大 企 業	-	-	<->	-	(-)	-	(-)
建 設 業 規 模 計	37	17	(45.9%)	13	(35.1%)	4	(10.8%)
中 小 企 業	36	17	(47.2%)	13	(36.1%)	4	(11.1%)
大 企 業	1	0	(0.0%)	-	(-)	-	(-)
製 造 業 規 模 計	113	48	(42.5%)	38	(33.6%)	10	(8.8%)
中 小 企 業	77	34	(44.2%)	24	(31.2%)	10	(13.0%)
大 企 業	36	14	(38.9%)	14	(38.9%)	0	(0.0%)
電 気・ガ ス・規 模 計	3	3	(100.0%)	2	(66.7%)	1	(33.3%)
熱 供 給・水 道 業 中 小 企 業	2	2	(100.0%)	2	(100.0%)	0	(0.0%)
大 企 業	1	1	(100.0%)	-	(-)	-	(-)
情 報 通 信 業 規 模 計	7	3	(42.9%)	3	(42.9%)	0	(0.0%)
中 小 企 業	3	1	(33.3%)	1	(33.3%)	0	(0.0%)
大 企 業	4	2	(50.0%)	2	(50.0%)	0	(0.0%)
運 輸 業、郵 便 業 規 模 計	13	7	(53.8%)	7	(53.8%)	0	(0.0%)
中 小 企 業	11	2	(18.2%)	2	(18.2%)	0	(0.0%)
大 企 業	2	5	(250.0%)	5	(250.0%)	0	(0.0%)
卸 売 業、小 売 業 規 模 計	34	13	(38.2%)	11	(32.4%)	0	(0.0%)
中 小 企 業	14	6	(42.9%)	5	(35.7%)	0	(0.0%)
大 企 業	20	7	(35.0%)	6	(30.0%)	0	(0.0%)
金 融 業、保 険 業 規 模 計	9	8	(88.9%)	2	(22.2%)	6	(66.7%)
中 小 企 業	9	8	(88.9%)	2	(22.2%)	6	(66.7%)
大 企 業	-	-	<->	-	(-)	-	(-)
不 動 産 業、物 品 賃 貸 業 規 模 計	3	0	(0.0%)	-	(-)	-	(-)
中 小 企 業	3	0	(0.0%)	-	(-)	-	(-)
大 企 業	-	-	<->	-	(-)	-	(-)
学 術 研 究、規 模 計	29	8	(27.6%)	7	(24.1%)	1	(3.4%)
専 門・技 術 サ ー ビ ス 業 中 小 企 業	5	2	(40.0%)	1	(20.0%)	1	(20.0%)
大 企 業	24	6	(25.0%)	6	(25.0%)	0	(0.0%)
宿 泊 業、規 模 計	1	1	(100.0%)	-	(-)	-	(-)
飲 食 サ ー ビ ス 業 中 小 企 業	-	-	<->	-	(-)	-	(-)
大 企 業	1	1	(100.0%)	-	(-)	-	(-)
生 活 関 連 サ ー ビ ス 業、規 模 計	1	1	(100.0%)	1	(100.0%)	0	(0.0%)
娯 楽 業 中 小 企 業	1	1	(100.0%)	1	(100.0%)	0	(0.0%)
大 企 業	-	-	<->	-	(-)	-	(-)
教 育、学 習 支 援 業 規 模 計	12	6	(50.0%)	5	(41.7%)	1	(8.3%)
中 小 企 業	12	6	(50.0%)	5	(41.7%)	1	(8.3%)
大 企 業	-	-	<->	-	(-)	-	(-)
医 療、福 祉 規 模 計	41	18	(43.9%)	12	(29.3%)	6	(14.6%)
中 小 企 業	33	12	(36.4%)	7	(21.2%)	5	(15.2%)
大 企 業	8	6	(75.0%)	5	(62.5%)	1	(12.5%)
複 合 サ ー ビ ス 事 業 規 模 計	5	4	(80.0%)	4	(80.0%)	0	(0.0%)
中 小 企 業	-	-	<->	-	(-)	-	(-)
大 企 業	5	4	(80.0%)	4	(80.0%)	0	(0.0%)
サ ー ビ ス 業 規 模 計	19	4	(21.1%)	2	(10.5%)	2	(10.5%)
中 小 企 業	18	3	(16.7%)	2	(11.1%)	1	(5.6%)
大 企 業	1	1	(100.0%)	-	(-)	-	(-)

(注) ( )内は全体に占める割合

第22表 育児休業制度、育児のための休暇制度利用の労働者数【女性】

区 分	出産した労働者	育児休業または育児のための休暇制度を利用した労働者(予定含む)		うち育児休業制度を利用した労働者		うち育児のための休暇制度のみ利用した労働者		
		集計数(人)	集計数(人)	構成比	集計数(人)	構成比	集計数(人)	構成比
前年産業計規模計	371	366	(98.7%)	361	(97.3%)	4	(1.1%)	
中小企業	279	274	(98.2%)	270	(96.8%)	3	(1.1%)	
大企業	92	92	(100.0%)	91	(98.9%)	1	(1.1%)	
産 業 計規模計	359	350	(97.5%)	332	(92.5%)	14	(3.9%)	
中小企業	234	227	(97.0%)	214	(91.5%)	11	(4.7%)	
大企業	125	123	(98.4%)	118	(94.4%)	3	(2.4%)	
鉱業、採石業、規模計	-	-	(-)	-	(-)	-	(-)	
砂利採取業 中小企業	-	-	(-)	-	(-)	-	(-)	
大企業	-	-	(-)	-	(-)	-	(-)	
建設業規模計	18	17	(94.4%)	16	(88.9%)	1	(5.6%)	
中小企業	17	16	(94.1%)	15	(88.2%)	1	(5.9%)	
大企業	1	1	(100.0%)	1	(100.0%)	0	(0.0%)	
製造業規模計	45	43	(95.6%)	42	(93.3%)	1	(2.2%)	
中小企業	32	30	(93.8%)	29	(90.6%)	1	(3.1%)	
大企業	13	13	(100.0%)	13	(100.0%)	0	(0.0%)	
電気・ガス・規模計	-	-	(-)	-	(-)	-	(-)	
熱供給・水道業 中小企業	-	-	(-)	-	(-)	-	(-)	
大企業	-	-	(-)	-	(-)	-	(-)	
情報通信業規模計	3	3	(100.0%)	3	(100.0%)	0	(0.0%)	
中小企業	1	1	(100.0%)	1	(100.0%)	0	(0.0%)	
大企業	2	2	(100.0%)	2	(100.0%)	0	(0.0%)	
運輸業、郵便業規模計	7	7	(100.0%)	7	(100.0%)	0	(0.0%)	
中小企業	6	6	(100.0%)	6	(100.0%)	0	(0.0%)	
大企業	1	1	(100.0%)	1	(100.0%)	0	(0.0%)	
卸売業、小売業規模計	65	61	(93.8%)	60	(92.3%)	1	(1.5%)	
中小企業	51	49	(96.1%)	48	(94.1%)	1	(2.0%)	
大企業	14	12	(85.7%)	12	(85.7%)	0	(0.0%)	
金融業、保険業規模計	25	27	(108.0%)	23	(92.0%)	2	(8.0%)	
中小企業	17	18	(105.9%)	15	(88.2%)	1	(5.9%)	
大企業	8	9	(112.5%)	8	(100.0%)	1	(12.5%)	
不動産業、物品賃貸業規模計	1	1	(100.0%)	1	(100.0%)	0	(0.0%)	
中小企業	1	1	(100.0%)	1	(100.0%)	0	(0.0%)	
大企業	-	-	(-)	-	(-)	-	(-)	
学術研究、規模計	15	15	(100.0%)	15	(100.0%)	0	(0.0%)	
専門・技術サービス業 中小企業	2	2	(100.0%)	2	(100.0%)	0	(0.0%)	
大企業	13	13	(100.0%)	13	(100.0%)	0	(0.0%)	
宿泊業、規模計	5	5	(100.0%)	5	(100.0%)	0	(0.0%)	
飲食サービス業 中小企業	4	4	(100.0%)	4	(100.0%)	0	(0.0%)	
大企業	1	1	(100.0%)	1	(100.0%)	0	(0.0%)	
生活関連サービス業、規模計	15	15	(100.0%)	12	(80.0%)	3	(20.0%)	
娯楽業 中小企業	9	9	(100.0%)	7	(77.8%)	2	(22.2%)	
大企業	6	6	(100.0%)	5	(83.3%)	1	(16.7%)	
教育、学習支援業規模計	17	17	(100.0%)	17	(100.0%)	0	(0.0%)	
中小企業	12	12	(100.0%)	12	(100.0%)	0	(0.0%)	
大企業	5	5	(100.0%)	5	(100.0%)	0	(0.0%)	
医療、福祉規模計	129	126	(97.7%)	119	(92.2%)	5	(3.9%)	
中小企業	72	70	(97.2%)	65	(90.3%)	5	(6.9%)	
大企業	57	56	(98.2%)	54	(94.7%)	0	(0.0%)	
複合サービス事業規模計	4	4	(100.0%)	3	(75.0%)	1	(25.0%)	
中小企業	-	-	(-)	-	(-)	-	(-)	
大企業	4	4	(100.0%)	3	(75.0%)	1	(25.0%)	
サービス業規模計	10	9	(90.0%)	9	(90.0%)	0	(0.0%)	
中小企業	10	9	(90.0%)	9	(90.0%)	0	(0.0%)	
大企業	-	-	(-)	-	(-)	-	(-)	

(注) ( )内は全体に占める割合

## 第6 介護休業制度

### 1 制度の利用状況

令和3年7月1日から令和4年6月30日までに介護休業制度の利用者がいた事業所の割合は3.4%となっている。規模別では中小企業が3.0%、大企業が4.7%となっている。(第23表、第11図)

介護休業制度の利用者数をみると、全体で49人で、そのうち男性が23人(46.9%)、女性が26人(53.1%)となっている。

第23表 介護休業制度利用の事業所数

区 分	集計事業所数		介護休業制度の利用者がいた事業所		介護休業制度の利用者がいなかった事業所	
	事業所数	構成比	事業所数	構成比	事業所数	構成比
前年規模計	885	(100.0%)	33	(3.7%)	852	(96.3%)
規模計	859	(100.0%)	29	(3.4%)	830	(96.6%)
中小企業	689	(100.0%)	21	(3.0%)	668	(97.0%)
大企業	170	(100.0%)	8	(4.7%)	162	(95.3%)

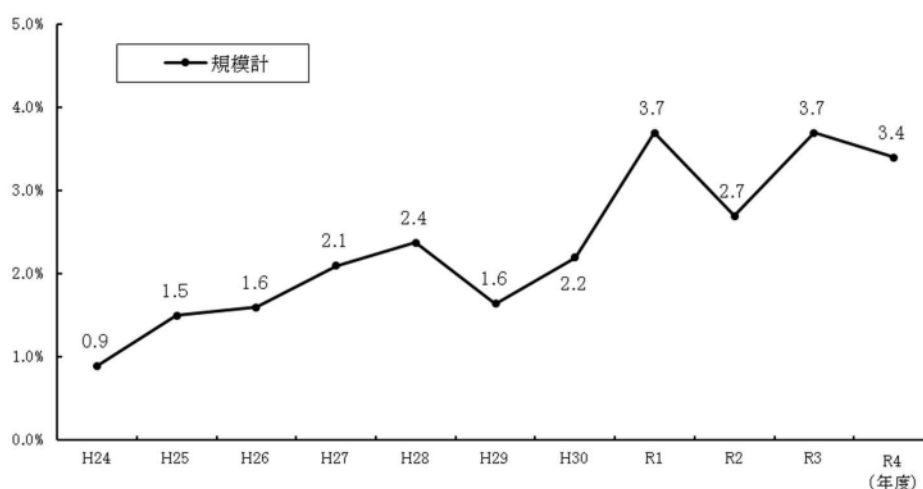
(注) ( )内は全体に占める割合

第24表 介護休業制度利用の利用者数

区 分	利用者計		男 性		女 性	
	利用者数(人)	構成比	利用者数(人)	構成比	利用者数(人)	構成比
前年規模計	44	(100.0%)	18	(40.9%)	26	(59.1%)
規模計	49	(100.0%)	23	(46.9%)	26	(53.1%)
中小企業	38	(100.0%)	21	(55.3%)	17	(44.7%)
大企業	11	(100.0%)	2	(18.2%)	9	(81.8%)

(注) ( )内は全体に占める割合

第11図 介護休業制度の利用状況の推移(利用者がいた事業所の割合)



## 第7 仕事と家庭の両立のための支援制度

働きながら育児や介護をする労働者に対する支援制度のある事業所の割合は、育児に関するもの全体で、83.9%、規模別では中小企業で80.7%、大企業で97.1%となっている。介護に関するもの全体では79.9%、規模別では中小企業で76.8%、大企業で92.4%となっている。産業別では、育児、介護のいずれも「鉱業、採石業、砂利採取業」、「金融業、保険業」、「情報通信業」、「複合サービス事業」が100%となっている。

支援制度についてみると、育児では、育児に関する支援制度のある事業所のうち最も多く採用されている制度は「短時間勤務制度」で85.9%、続いて「子の看護休暇制度」の75.6%、「所定外労働の制限」の66.9%となっている。一方、「事業所内託児所」は1.5%、「経費の援助措置」は2.9%となっている。

また、介護では、介護に関する支援制度のある事業所のうち最も多く採用されている制度は「短時間勤務制度」で81.6%、続いて「介護休暇制度」の78.4%、「所定外労働の制限」の67.2%、「年次有給休暇」の60.1%となっている。一方、「在宅勤務テレワーク」は9.6%、「経費の援助措置」は2.2%となっている。(第25表)



第 25 表 仕事と家庭の両立のための支援制度【育児に関するもの】

単位：%

区 分	支援制度あり	うち採用している制度(複数回答)												
		短時間勤務制度	フレックスタイム制度	始業・終業時刻の繰下げ・繰上げ	所定外労働の制限	年次有給休暇	子の看護休暇制度	在宅勤務テレワーク	再雇用制度	転勤・配置転換の際の配慮	経営の援助措置	配偶者の出産直後の休暇	事業所内託児所	その他
前年産業計規模計	82.4	85.7	8.5	46.0	67.9	62.4	75.9	6.6	14.1	28.9	2.5	34.0	2.2	2.7
中小企業	78.9	83.7	6.6	46.5	66.7	61.7	72.2	5.7	10.8	24.8	1.8	29.8	2.0	2.3
大企業	97.1	92.7	15.2	44.2	72.1	64.8	88.5	9.7	25.5	43.0	4.8	48.5	3.0	4.2
産 業 計 規 模 計	83.9	85.9	8.6	47.3	66.9	58.9	75.6	10.3	16.8	30.2	2.9	37.6	1.5	3.3
中小企業	80.7	84.0	5.9	43.3	63.7	55.6	72.1	6.3	14.0	24.1	1.6	30.8	0.9	3.1
大企業	97.1	92.1	17.6	60.6	77.6	70.3	87.3	23.6	26.1	50.9	7.3	60.6	3.6	4.2
鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	-	-	50.0	50.0	100.0	-	-
中小企業	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	-	-	-	-	100.0	-	-
大企業	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	-	-	100.0	100.0	100.0	-	-
建 設 業 規 模 計	79.4	81.5	8.6	40.7	64.2	63.0	74.1	14.8	7.4	13.6	1.2	24.7	-	2.5
中小企業	77.7	79.5	6.8	38.4	61.6	60.3	71.2	12.3	5.5	12.3	1.4	20.5	-	2.7
大企業	100.0	100.0	25.0	62.5	87.5	87.5	100.0	37.5	25.0	25.0	-	62.5	-	-
製 造 業 規 模 計	84.0	81.7	11.3	43.7	56.3	56.3	69.7	6.3	12.7	20.4	0.7	32.4	-	2.1
中小企業	83.0	81.1	7.6	41.7	55.3	55.3	67.4	3.0	10.6	20.5	0.8	28.8	-	2.3
大企業	100.0	90.0	60.0	70.0	70.0	70.0	100.0	50.0	40.0	20.0	-	80.0	-	-
電気・ガス・熱供給・水道業	83.3	100.0	20.0	20.0	100.0	80.0	80.0	20.0	20.0	40.0	20.0	80.0	-	-
中小企業	75.0	100.0	-	33.3	100.0	66.7	-	-	-	33.3	-	66.7	-	-
大企業	100.0	100.0	50.0	-	100.0	100.0	100.0	50.0	50.0	50.0	50.0	100.0	-	-
情 報 通 信 業 規 模 計	100.0	100.0	23.1	61.5	84.6	69.2	84.6	38.5	30.8	30.8	-	46.2	-	-
中小企業	100.0	100.0	14.3	42.9	85.7	57.1	71.4	42.9	28.6	14.3	-	28.6	-	-
大企業	100.0	100.0	33.3	83.3	83.3	83.3	100.0	33.3	33.3	50.0	-	66.7	-	-
運 輸 業 ・ 郵 便 業 規 模 計	77.6	84.2	7.9	52.6	71.1	39.5	71.1	5.3	15.8	18.4	2.6	36.8	5.3	5.3
中小企業	74.4	81.3	6.3	46.9	68.8	28.1	68.8	-	12.5	6.3	3.1	25.0	3.1	6.3
大企業	100.0	100.0	16.7	83.3	83.3	100.0	83.3	33.3	33.3	83.3	-	100.0	16.7	-
卸 売 業 ・ 小 売 業 規 模 計	80.8	83.7	9.6	51.1	68.9	53.3	68.1	11.9	28.1	37.0	5.9	37.0	0.7	0.7
中小企業	75.2	83.0	6.8	48.9	71.6	52.3	64.8	10.2	26.1	36.4	3.4	33.0	-	-
大企業	94.0	85.1	14.9	55.3	63.8	55.3	74.5	14.9	31.9	38.3	10.6	44.7	2.1	2.1
金 融 業 ・ 保 険 業 規 模 計	100.0	96.2	11.5	69.2	96.2	76.9	96.2	15.4	50.0	76.9	-	57.7	-	-
中小企業	100.0	93.3	13.3	60.0	100.0	80.0	93.3	20.0	40.0	66.7	-	66.7	-	-
大企業	100.0	100.0	9.1	81.8	90.9	72.7	100.0	9.1	63.6	90.9	-	45.5	-	-
不 動 産 業 ・ 物 品 賃 貸 業 規 模 計	90.9	100.0	-	40.0	40.0	50.0	60.0	10.0	-	20.0	-	50.0	-	-
中小企業	90.0	100.0	-	33.3	33.3	44.4	55.6	-	-	22.2	-	44.4	-	-
大企業	100.0	100.0	-	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	-	-	-	100.0	-	-
学 術 研 究 ・ 専 門 ・ 技 術 サ ー ビ ス 業 規 模 計	85.2	82.6	13.0	52.2	73.9	82.6	82.6	34.8	8.7	21.7	4.3	56.5	4.3	4.3
中小企業	82.4	71.4	7.1	64.3	71.4	85.7	78.6	21.4	7.1	21.4	-	50.0	-	-
大企業	90.0	100.0	22.2	33.3	77.8	77.8	88.9	55.6	11.1	22.2	11.1	66.7	11.1	11.1
宿 泊 業 ・ 飲 食 サ ー ビ ス 業 規 模 計	56.4	90.9	13.6	27.3	86.4	72.7	81.8	9.1	4.5	50.0	9.1	45.5	4.5	4.5
中小企業	44.8	92.3	7.7	23.1	84.6	76.9	76.9	-	7.7	46.2	-	23.1	-	7.7
大企業	90.0	88.9	22.2	33.3	88.9	66.7	88.9	22.2	-	55.6	22.2	77.8	11.1	-
生 活 関 連 サ ー ビ ス 業 ・ 娯 楽 業 規 模 計	88.2	100.0	20.0	46.7	73.3	40.0	86.7	6.7	26.7	46.7	-	33.3	-	13.3
中小企業	77.8	100.0	14.3	57.1	57.1	14.3	85.7	-	28.6	28.6	-	-	-	14.3
大企業	100.0	100.0	25.0	37.5	87.5	62.5	87.5	12.5	25.0	62.5	-	62.5	-	12.5
教 育 ・ 学 習 支 援 業 規 模 計	91.3	90.5	-	33.3	76.2	61.9	81.0	14.3	19.0	23.8	4.8	33.3	-	4.8
中小企業	89.5	94.1	-	23.5	76.5	58.8	76.5	-	17.6	17.6	-	23.5	-	5.9
大企業	100.0	75.0	-	75.0	75.0	75.0	100.0	75.0	25.0	50.0	25.0	75.0	-	-
医 療 ・ 福 祉 規 模 計	91.9	88.8	1.6	43.2	58.4	59.2	79.2	3.2	14.4	39.2	0.8	40.0	3.2	4.0
中小企業	89.7	87.5	2.1	36.5	53.1	55.2	76.0	1.0	15.6	31.3	1.0	35.4	2.1	3.1
大企業	100.0	93.1	-	65.5	75.9	72.4	89.7	10.3	10.3	65.5	-	55.2	6.9	6.9
複 合 サ ー ビ ス 事 業 規 模 計	100.0	100.0	-	87.5	100.0	87.5	100.0	-	37.5	87.5	12.5	75.0	-	12.5
中小企業	100.0	100.0	-	100.0	100.0	100.0	100.0	-	-	100.0	-	-	-	-
大企業	100.0	100.0	-	85.7	100.0	85.7	100.0	-	42.9	85.7	14.3	85.7	-	14.3
サ ー ビ ス 業 規 模 計	85.9	81.8	5.5	56.4	70.9	58.2	81.8	10.9	5.5	14.5	3.6	32.7	3.6	9.1
中小企業	84.2	81.3	2.1	56.3	68.8	56.3	83.3	6.3	6.3	10.4	4.2	29.2	4.2	8.3
大企業	100.0	85.7	28.6	57.1	85.7	71.4	71.4	42.9	-	42.9	-	57.1	-	14.3

(注) 年次有給休暇:ここでは半日または時間単位で年次有給休暇を取得できる制度としている。

第 25 表 仕事と家庭の両立のための支援制度【介護に関するもの】

単位：%

区 分	支援 制度 あり	うち採用している制度(複数回答)										
		短時間 勤務制度	フレックス タイム制度	始業・終業 時刻の繰下 げ・繰上げ	所定外 労働の 制限	年次有給 休暇	介護休暇 制度	在宅勤務 テレワーク	再雇用 制度	転勤・配置 転換の際 の配慮	経費の 援助措置	その他
前 年 産 業 計 規 模 計	80.0	80.1	8.2	44.2	66.0	62.9	77.1	6.4	13.7	28.2	2.0	2.7
中 小 企 業	76.4	78.9	6.4	45.1	64.3	62.1	73.4	5.3	10.1	24.0	1.6	2.2
大 企 業	95.3	84.0	14.2	41.4	71.6	65.4	89.5	9.9	25.9	42.6	3.1	4.3
産 業 計 規 模 計	79.9	81.6	7.9	45.0	67.2	60.1	78.4	9.6	15.7	29.3	2.2	2.3
中 小 企 業	76.8	80.2	5.1	41.0	62.9	56.7	74.7	5.3	13.0	23.1	1.3	2.5
大 企 業	92.4	86.6	17.2	58.6	81.5	71.3	91.1	24.2	24.8	50.3	5.1	1.9
鉱 業、採石業、砂利採取業 規 模 計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	-	-	50.0	100.0	-
中 小 企 業	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	-	-	-	100.0	-
大 企 業	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	-	-	100.0	100.0	-
建 設 業 規 模 計	76.5	82.1	7.7	42.3	61.5	61.5	76.9	14.1	9.0	12.8	-	2.6
中 小 企 業	74.5	80.0	5.7	38.6	58.6	58.6	74.3	11.4	7.1	11.4	-	2.9
大 企 業	100.0	100.0	25.0	75.0	87.5	87.5	100.0	37.5	25.0	25.0	-	-
製 造 業 規 模 計	79.3	79.1	9.7	38.1	54.5	59.0	70.9	4.5	11.2	18.7	0.7	1.5
中 小 企 業	78.0	78.2	6.5	35.5	53.2	58.1	68.5	1.6	8.9	18.5	0.8	1.6
大 企 業	100.0	90.0	50.0	70.0	70.0	70.0	100.0	40.0	40.0	20.0	-	-
電 気・ガ 斯・熱 供 給・水 道 業 規 模 計	83.3	100.0	20.0	20.0	100.0	80.0	100.0	20.0	20.0	40.0	20.0	-
中 小 企 業	75.0	100.0	-	33.3	100.0	66.7	100.0	-	-	33.3	-	-
大 企 業	100.0	100.0	50.0	-	100.0	100.0	100.0	50.0	50.0	50.0	50.0	-
情 報 通 信 業 規 模 計	100.0	92.3	23.1	61.5	84.6	69.2	84.6	30.8	30.8	23.1	-	-
中 小 企 業	100.0	100.0	14.3	42.9	85.7	57.1	71.4	28.6	28.6	14.3	-	-
大 企 業	100.0	83.3	33.3	83.3	83.3	83.3	100.0	33.3	33.3	33.3	-	-
運 輸 業、郵 便 業 規 模 計	73.5	72.2	8.3	52.8	75.0	41.7	75.0	5.6	13.9	19.4	2.8	5.6
中 小 企 業	69.8	76.7	6.7	46.7	73.3	30.0	73.3	-	10.0	6.7	3.3	6.7
大 企 業	100.0	50.0	16.7	83.3	83.3	100.0	83.3	33.3	33.3	83.3	-	-
卸 売 業、小 売 業 規 模 計	73.7	78.9	8.1	49.6	70.7	55.3	76.4	12.2	28.5	37.4	2.4	-
中 小 企 業	69.2	77.8	4.9	48.1	70.4	54.3	71.6	9.9	25.9	35.8	1.2	-
大 企 業	84.0	81.0	14.3	52.4	71.4	57.1	85.7	16.7	33.3	40.5	4.8	-
金 融 業、保 険 業 規 模 計	100.0	92.3	11.5	65.4	96.2	76.9	96.2	15.4	50.0	65.4	-	-
中 小 企 業	100.0	93.3	13.3	66.7	100.0	80.0	93.3	20.0	40.0	46.7	-	-
大 企 業	100.0	90.9	9.1	63.6	90.9	72.7	100.0	9.1	63.6	90.9	-	-
不 動 産 業、物 品 質 貸 貸 業 規 模 計	81.8	100.0	-	55.6	55.6	55.6	66.7	11.1	-	22.2	-	-
中 小 企 業	80.0	100.0	-	50.0	50.0	50.0	62.5	-	-	25.0	-	-
大 企 業	100.0	100.0	-	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	-	-	-	-
学 術 研 究、専 門・技 術 サ ー ビ ス 業 規 模 計	77.8	81.0	14.3	52.4	71.4	85.7	85.7	38.1	4.8	23.8	4.8	4.8
中 小 企 業	70.6	66.7	8.3	66.7	66.7	91.7	91.7	25.0	8.3	25.0	-	-
大 企 業	90.0	100.0	22.2	33.3	77.8	77.8	77.8	55.6	-	22.2	11.1	11.1
宿 泊 業、飲 食 サ ー ビ ス 業 規 模 計	56.4	90.9	13.6	27.3	86.4	72.7	81.8	9.1	4.5	50.0	9.1	4.5
中 小 企 業	44.8	92.3	7.7	23.1	84.6	76.9	76.9	-	7.7	46.2	-	7.7
大 企 業	90.0	88.9	22.2	33.3	88.9	66.7	88.9	22.2	-	55.6	22.2	-
生 活 関 連 サ ー ビ ス 業、娯 楽 業 規 模 計	82.4	92.9	21.4	42.9	78.6	42.9	85.7	7.1	21.4	42.9	-	7.1
中 小 企 業	66.7	100.0	16.7	50.0	66.7	16.7	83.3	-	16.7	16.7	-	16.7
大 企 業	100.0	87.5	25.0	37.5	87.5	62.5	87.5	12.5	25.0	62.5	-	-
教 育、学 習 支 援 業 規 模 計	87.0	90.0	-	35.0	80.0	60.0	80.0	15.0	20.0	25.0	-	-
中 小 企 業	89.5	88.2	-	23.5	76.5	52.9	76.5	-	17.6	17.6	-	-
大 企 業	75.0	100.0	-	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	33.3	66.7	-	-
医 療、福 祉 規 模 計	90.4	79.7	0.8	38.2	57.7	58.5	78.9	3.3	11.4	37.4	0.8	3.3
中 小 企 業	88.8	78.9	1.1	32.6	51.6	54.7	74.7	1.1	13.7	31.6	1.1	3.2
大 企 業	96.6	82.1	-	57.1	78.6	71.4	92.9	10.7	3.6	57.1	-	3.6
複 合 サ ー ビ ス 事 業 規 模 計	100.0	100.0	-	87.5	100.0	87.5	100.0	-	37.5	87.5	12.5	12.5
中 小 企 業	100.0	100.0	-	100.0	100.0	100.0	100.0	-	-	100.0	-	-
大 企 業	100.0	100.0	-	85.7	100.0	85.7	100.0	-	42.9	85.7	14.3	14.3
サ ー ビ ス 業 規 模 計	81.3	78.8	5.8	53.8	73.1	59.6	84.6	7.7	3.8	15.4	3.8	3.8
中 小 企 業	80.7	76.1	2.2	52.2	69.6	58.7	84.8	2.2	4.3	10.9	4.3	4.3
大 企 業	85.7	100.0	33.3	66.7	100.0	66.7	83.3	50.0	-	50.0	-	-

(注) 年次有給休暇:ここでは半日または時間単位で年次有給休暇を取得できる制度としている。

## 第8 テレワークの導入状況

### 1 産業別・規模別テレワークの導入事業所割合

テレワークを導入している事業所は212事業所(24.7%)で、このうち中小企業は139事業所(20.2%)、大企業は73事業所(42.9%)と大企業の方が高くなっている。テレワークの導入形態は、「在宅勤務」が93.9%と最も多くなっている。(第26表、第12図)

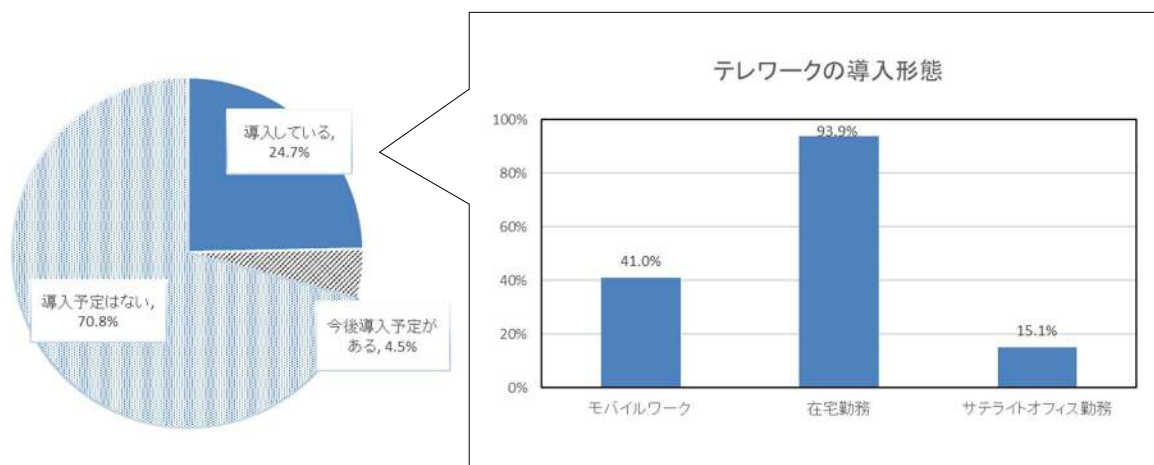
また、産業別テレワークの導入状況の割合をみると、「鉱業、採石業、砂利採取業」「情報通信業」が高くなっている。(第13図)

第26表 規模別テレワークの導入状況

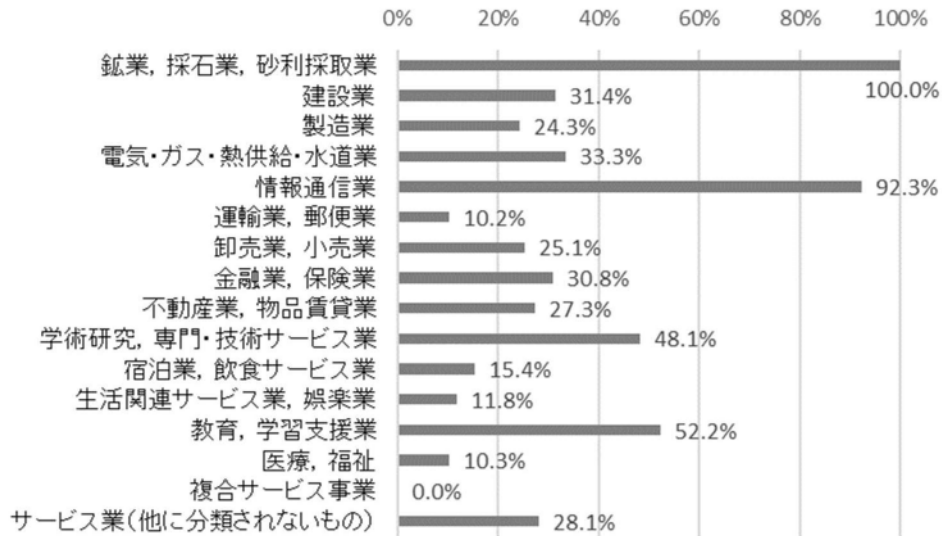
単位:事業所、( )内:%

区分	事業所計	導入している	導入していない	
			今後導入予定がある	導入予定はない
前年規模計	885 ( 100.0 )	172 ( 19.4 )	39 ( 4.4 )	674 ( 76.2 )
規模計	859 ( 100.0 )	212 ( 24.7 )	39 ( 4.5 )	608 ( 70.8 )
中小企業	689 ( 100.0 )	139 ( 20.2 )	33 ( 4.8 )	517 ( 75.0 )
大企業	170 ( 100.0 )	73 ( 42.9 )	6 ( 3.5 )	91 ( 53.5 )

第12図 テレワークの導入状況



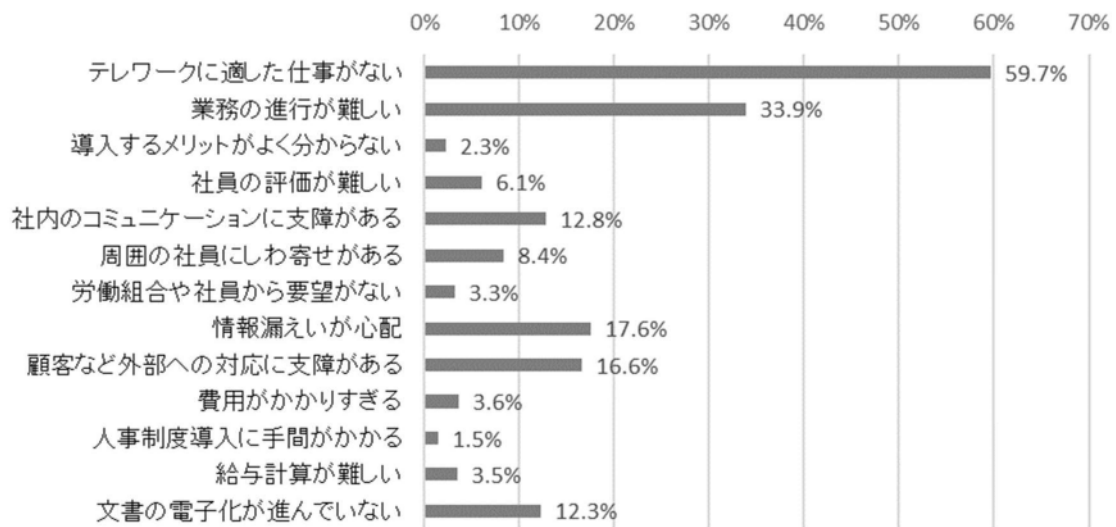
第 13 図 産業別テレワークの導入状況



## 2 テレワークの導入における課題または導入しない理由

テレワークを導入している、または今後導入予定がある事業所におけるテレワーク導入の課題および導入予定はない事業所におけるテレワークを導入しない理由については、「テレワークに適した仕事がない」が 59.7%と最も多く、次いで「業務の進行が難しい」が 33.9%であった。(第 14 図)

第 14 図 テレワークの導入における課題と導入しない理由





## 第9 職場のハラスメント

### (1) 労働者からのハラスメントに関わる相談や訴えのあった事業所割合

令和3年4月から令和4年3月までの1年間に、労働者からハラスメントに関する相談や訴えがあった事業所の割合は、10.8%であった。(第27表)

第27表 ハラスメントに関わる相談や訴えのあった事業所割合 単位：事業所、( )内：%

区分	事業所計	相談や訴えがあった事業所	相談や訴えが無かった事業所
規模計	855 (100.0)	92 (10.8)	685 (80.1)
中小企業	685 (100.0)	67 (9.8)	618 (90.2)
大企業	170 (100.0)	25 (14.7)	67 (39.4)

### (2) 相談や訴えのあったハラスメントの種類

労働者から相談や訴えのあったハラスメントの種類別割合は、「パワーハラスメント」が84.8%と最も多かった。(第28表)

第28表 相談や訴えのあったハラスメントの種類別割合

単位：事業所、( )内：%

区分	事業所計	パワーハラスメント	セクシュアルハラスメント	妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント	介護休業等に関するハラスメント	カスタマーハラスメント
規模計	92	78 (84.8)	15 (16.3)	2 (2.2)	0 (0.0)	10 (10.9)
中小企業	67	58 (86.6)	9 (13.4)	1 (1.5)	0 (0.0)	8 (11.9)
大企業	25	20 (80.0)	6 (24.0)	1 (4.0)	0 (0.0)	2 (8.0)

### (3) 顧客等からの著しい迷惑行為(カスタマーハラスメント)の防止措置の実施状況

顧客等からの著しい迷惑行為(カスタマーハラスメント)についての被害を防止する取組を行っている事業所は18.0%(第28表)

第28表 カスタマーハラスメントの防止措置の実施状況

単位：事業所、( )内：%

区分	事業所計	防止する取り組みを行っている	防止する取り組みを行っていない
規模計	845	152 (18.0)	693 (82.0)
中小企業	677	111 (16.4)	566 (83.6)
大企業	168	41 (24.4)	127 (75.6)

※未回答の事業所があるため、必ずしも全体の集計事業所数と一致しない。

## 第10 新規学卒者の求人状況

### (1) 新規学卒者の採用充足状況

令和4年度の新規学卒者(令和4年3月卒業)の採用充足率は、高校卒で59.3%、大学卒で79.6%となっている。規模別にみると、高校卒の中小企業では44.7%、大企業では98.9%、大学卒の中小企業では63.9%、大企業では105.9%となっている。(第29表)

第29表 新規学卒者の採用充足状況

区分	単位:事業所、人、%											
	高校卒				大学卒				その他			
	採用活動を行った事業所数	求人数(採用予定人数)	充足数(採用数)	充足率	採用活動を行った事業所数	求人数(採用予定人数)	充足数(採用数)	充足率	採用活動を行った事業所数	求人数(採用予定人数)	充足数(採用数)	充足率
規模計	114	334	198	59.3	139	407	324	79.6	108	266	176	66.2
中小企業	96	244	109	44.7	103	255	163	63.9	93	214	133	62.1
鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
建設業	31	73	20	27.4	21	38	13	34.2	19	33	7	21.2
製造業	35	94	43	45.7	26	56	29	51.8	15	23	8	34.8
電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
情報通信業	-	-	-	-	2	3	2	66.7	2	3	3	100.0
運輸業、郵便業	2	3	1	33.3	2	3	1	33.3	-	-	-	-
卸売業、小売業	4	16	14	87.5	14	34	14	41.2	9	35	26	74.3
金融業、保険業	-	-	-	-	5	21	19	90.5	-	-	-	-
不動産業、物品賃貸業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
学術研究、専門・技術サービス業	3	4	1	25.0	5	9	6	66.7	2	3	3	100.0
宿泊業、飲食サービス業	5	16	14	87.5	-	-	-	-	1	X	X	X
生活関連サービス業、娯楽業	2	3	1	33.3	-	-	-	-	4	10	6	60.0
教育、学習支援業	-	-	-	-	4	11	6	54.5	3	6	3	50.0
医療、福祉	7	21	8	38.1	19	66	55	83.3	31	91	61	67.0
複合サービス事業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
サービス業	7	14	5	35.7	5	14	17	121.4	7	9	6	66.7
大企業	18	90	89	98.9	36	152	161	105.9	15	52	43	82.7
鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
建設業	2	6	8	133.3	3	15	16	106.7	-	-	-	-
製造業	5	37	45	121.6	3	11	13	118.2	1	X	X	X
電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	1	X	X	X	-	-	-	-
情報通信業	-	-	-	-	3	11	12	109.1	-	-	-	-
運輸業、郵便業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
卸売業、小売業	4	28	29	103.6	12	70	62	88.6	4	16	10	62.5
金融業、保険業	-	-	-	-	1	X	X	X	-	-	-	-
不動産業、物品賃貸業	1	X	X	X	-	-	-	-	-	-	-	-
学術研究、専門・技術サービス業	1	X	X	X	3	14	25	178.6	1	X	X	X
宿泊業、飲食サービス業	1	X	X	X	-	-	-	-	1	X	X	X
生活関連サービス業、娯楽業	-	-	-	-	1	X	X	X	-	-	-	-
教育、学習支援業	-	-	-	-	1	X	X	X	1	X	X	X
医療、福祉	3	8	0	0.0	7	13	13	100.0	7	30	23	76.7
複合サービス事業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
サービス業	1	X	X	X	1	X	X	X	-	-	-	-

## (2) 求人活動で利用した媒体

求人活動で利用した媒体は、職業安定所（ハローワーク）が67.4%と最も多かった。（第30表）

### 第30表 求人活動で利用した媒体

単位：事業所、（）内：%

区分	求人活動を行った事業所数	職業安定所（ハローワーク）	ハローワークインターネットサービス	民営職業紹介所（学校を除く）	学校（専修学校等も含む）	広告（求人情報誌、インターネット等も含む）	その他
規模計	433	292 (67.4)	181 (41.8)	64 (14.8)	243 (56.1)	181 (41.8)	37 (8.5)
中小企業	340	240 (70.6)	151 (44.4)	45 (13.2)	177 (52.1)	127 (37.4)	26 (7.6)
大企業	93	52 (55.9)	30 (32.3)	19 (20.4)	66 (71.0)	54 (58.1)	11 (11.8)





# 新潟県・新潟市賃金労働時間等実態調査票

新潟県統計報告  
登録第 号

(令和4年7月31日現在)

この調査票は、統計的に処理する以外の目的に使用することはなく、調査内容が外部に漏れることは一切ありませんので、個人情報は守られます。

※ この欄には記入しないでください。										
事業所番号	市町村コード			産業分類			企業規模			
1~4	5	6	7	8	9	10	11			

**「記入要領」をご参考の上、調査票をご記入ください。**  
また、記入漏れ等がある場合、後日照会させていただく可能性もありますので、「写し」をお取りください。

※ 常用労働者9人以下の事業所は、回答の必要はありません。  
お手数ですが、右の「9人以下」の欄にチェックをして、同封の返信用封筒で返送していただくか、その旨をお問い合わせ先まで電話でご連絡ください。

9人以下

- ◆ 調査票記入にあたってのお願い
- ・ **太枠で囲まれた部分が回答欄です。** 選択番号がある場合は○で囲み、空欄の場合は数字等を記入してください。
- ・ 調査事項は、特にことわりのない限り、**7月31日現在**の状況を回答してください。
- ・ ご記入いただいた調査票は、同封の返信用封筒に入れ、**8月31日(水)**までに投函してください。

## 1 企業全体の現況 (記入要領 1ページ目)

企業全体の常用労働者数					資本金または出資金				
1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
10 }	31 }	51 }	101 }	301人 以上	1,000万 円以下	1,000万円超 5,000万円以下	5,000万円超 1億円以下	1億円超 3億円以下	3億円超

※ 「資本金または出資金」の概念のない法人等については記入不要です。

**《設問2以下は、企業全体ではなく真事業所についてのみ記入してください。》**

※ 本社等一括記入する場合でも、**調査対象になっている事業所**について記入してください。

## 2 事業所の現況 (記入要領 1ページ目)

事業所名											
所在地	(〒 - )										
業種又は主要製品名											
記入担当者	所属								TEL		
	フリガナ氏名								FAX		

労働組合の有無  1 ある  2 ない

	常用労働者数 ①+②+③	うち一般労働者数						うちパートタイム労働者数		※ 派遣労働者数		
		正社員数		その他労働者数				うちパートタイム労働者数				
		①	うち障害者数	うち管理・監督的業務に従事する者※の数	②	うち障害者数	うち管理・監督的業務に従事する者の数	③	うち障害者数		うち管理・監督的業務に従事する者の数	
男性												
女性												
計												

※ 派遣労働者数は、派遣労働契約により派遣元会社から派遣されている労働者がいる場合に記入してください。

※ 「2 事業所の現況」以外の設問では、**派遣労働者は含めず、常用労働者についてのみ**記入してください。

※※ 「管理・監督的業務に従事する者」とは、会社の事務部門、生産部門のなかで、部長、課長、係長などのように監督的業務に従事する者をいいます。なお、生産部門においては作業に従事しない職長、組長などの監督的地位にある者を含みます。



3 初任給 (記入要領 3 ページ目)

令和4年度の新規学卒者の初任給額・採用者数を記入してください。

- ・ 令和4年度、貴事業所に採用がなかった区分については空欄、または「0」と記入してください。
- ・ 金額は、所定内賃金から家族手当、住宅手当、食事手当、物価手当、通勤手当を除いた額を記入してください。

	事務・技術				生産			
高校卒				円				円
専門学校卒				円				円
短大卒 高専卒				円				円
	うち県外短大・高専出身者数→			人	うち県外短大・高専出身者数→			人
大学卒				円				円
	うち県外大学出身者数→			人	うち県外大学出身者数→			人
大学院卒 (修士課程修了)				円				円
	うち県外大学院出身者数→			人	うち県外大学院出身者数→			人

4 労働時間制度 (記入要領 4 ページ目)

複数の制度を採用している場合、または、日によって労働時間が異なる場合は、最も多くの一般労働者に、最も多く適用されている制度を記入してください。

(1) 1日・1週あたりの所定労働時間 (※所定労働時間は休憩時間を除きます。)

① 1日 時間  分

② 1週 時間  分

(2) 変形労働時間制を採用していますか。 (3) 採用している形態を2つまで選択してください。

1	採用している	→(3)へ
2	採用していない	→(4)へ

1	1ヶ月(4週間)単位の変形労働時間制
2	1年単位の変形労働時間制
3	フレックスタイム制
4	1週間単位の非定型的変形労働時間制 (30人未満の小売業、旅館、料理店、飲食店のみが該当)

(4) 一般労働者の週休制について、該当するものに○をつけてください。(1つだけ)

複数の週休制を採用している場合は、最も多くの一般労働者に適用されているものに○をつけてください。

1	2	3	4	5
週休1日制または週休1日半制	月1~3回週休2日制	完全週休2日制	完全週休2日制より休日日数が実質的に多い制度	その他(余白に具体的なものを記載)

(5) 勤務間インターバル制度を導入していますか。導入している場合は、実際の終業時刻から始業時刻までの間に空けることとしている具体的な時間を記入してください。間隔の時間を複数設けている場合は、最も短い間隔の時間を記入してください。

1	導入している	→ 時間 <input type="text"/> 分
2	導入を予定又は検討している	
3	導入予定はなく、検討もしていない	

5 年間休日数 (記入要領 5 ページ目)

令和4年1月から令和4年12月までの1年間における休日数を記入してください。

- ・ 調査期間のカレンダーは、記入要領 (10ページ) を参照してください。
- ・ 労働者の職種等によって年間休日数が異なる場合は、最も多くの常用労働者に適用されるものを記入してください。

区 分	日数
年間休日数合計	

6 年次有給休暇 (記入要領 6 ページ目)

- (1)令和3年1月から令和3年12月(または令和3年度)1年間における一般労働者の年次有給休暇の付与日数(前年の繰越分を除く)、取得日数の総計(延べ日数)を記入してください。  
\* 時間単位で取得した分は、合計して日数に換算し、端数は四捨五入してください。

取得資格のある一般労働者数					人 日 日
付与日数の総計 (前年繰越分を除く)					
取得日数の総計					

- (2)年次有給休暇の取得促進等に向けて、導入している制度すべてに○をつけてください。

1	2	3	4
半日単位で取得できる制度	時間単位で取得できる制度	計画的に付与する制度	その他 (余白に具体的なものを記載)

7 特別休暇制度 (記入要領 6 ページ目)

年次有給休暇とは別に、下記のような特別休暇制度を導入していますか。導入しているものすべてに○印をつけてください。

- ・ 労働契約・就業規則等に定めていない場合や、無給の場合も含まれます。

1	夏季休暇	2	病気休暇
3	リフレッシュ休暇	4	ボランティア休暇
5	教育訓練休暇 (自己啓発のための休暇)	6	骨髄ドナー休暇
7	慶弔休暇 (結婚、妻の出産、忌引)	8	記念日 (誕生日、結婚記念日など) 休暇
9	その他 (余白に具体的なものを記載)		

8 育児休業制度・育児のための休暇制度 (記入要領 7 ページ目)

育児休業制度または育児のための休暇制度 (配偶者出産休暇、子どもの看護休暇、子どものイベント休暇など) の利用状況についてお尋ねします。(いない場合は空欄、または「0」と記入してください。)

- ①「出産者」…令和3年7月1日から令和4年6月30までに子どもが生まれた労働者(男性の場合は配偶者が出産した場合) の数を記入してください。
- ②「利用者」…①のうち、令和3年7月1日から令和4年6月30日までに育児休業または育児のための休暇制度の利用を開始した者の数を記入してください (同一の者が複数の制度を利用した場合または同一の制度を複数回利用した場合は、延べ人数ではなく、実人数で回答)。(申し出をしている者を含む。)
- ③「うち育児休業制度の利用者」…②のうち、令和3年7月1日から令和4年6月30日までに育児休業を開始した者の数を記入してください。(申し出をしている者を含む。)

		女 性	男 性
①	出産者		
②	育児休業制度または育児のための休暇制度の利用者		
③	上記②利用者のうち、育児休業制度の利用者		

9 介護休業制度 (記入要領 7 ページ目)

令和3年7月1日から令和4年6月30日までの介護休業の取得者数を記入してください。

(いない場合は空欄、または「0」と記入してください。)

男 性	女 性

10 仕事と家庭の両立のための支援制度 (記入要領 8 ページ目)

・ 労働協約・就業規則等に定めていない場合も含まれます。

(1) 働きながら、育児・介護する従業員に対する支援制度があるか記入してください。

① 育児に関する支援制度はありますか。

1	ある
2	ない

② 介護に関する支援制度はありますか。

1	ある
2	ない

※ (1)の問いで①、②いずれかに「ある」と回答した事業所は(2)の設問へお進みください。  
また、①、②いずれも「ない」と回答した事業所は11の設問へお進みください。

(2) どのような制度がありますか。

育児・介護、それぞれ採用しているものに○印をつけてください。

育 児 介 護		
1	1	短時間勤務制度
2	2	フレックスタイム制度
3	3	始業・終業時刻の繰下げ・繰上げ
4	4	所定外労働の制限
5	5	年次有給休暇を半日または時間単位で取得できる制度
6	6	子の看護休暇制度／介護休暇制度
7	7	在宅勤務・テレワーク
8	8	再雇用制度
9	9	転勤・配置転換の際の配慮
10	10	経費の援助措置
11		配偶者の出産直後の休暇
12		事業所内託児所
13	13	その他 ( )

11 テレワークの導入状況 (記入要領 9 ページ目)

(1) テレワーク※の導入状況について、お尋ねします。①から③のそれぞれについて、該当するものに○をつけてください。

※ テレワークとは、貴社建物から離れたところに居ながら、通信ネットワークを活用することにより、貴社建物内

で勤務する場合とほぼ同等の仕事ができる勤務形態のことです。

①在宅勤務…終日在宅勤務のほか、1日の勤務時間のうち、一度オフィスに出勤、もしくは顧客訪問や会議参加などをしつつ、一部の時間は自宅で業務を行う「部分在宅勤務」も該当します。

②サテライトオフィス勤務…所属するオフィス以外の他のオフィスやシェアオフィス、コワーキングスペース、遠隔勤務用の施設を就業場所とする働き方。

③モバイルワーク…営業活動などで外出中に作業する場合。営業職などの従業員がオフィスに戻らずに移動中の交通機関や駅・カフェなどでメールや日報の作成などの業務を行う形態も該当します。

		導入している	導入していない	
			今後導入予定がある	導入予定はない
①	在宅勤務	1	2	3
②	サテライト オフィス勤務	1	2	3
③	モバイル ワーク	1	2	3

(2) (1)で「導入している」または「今後導入予定がある」と回答した企業はテレワークの導入における課題について、「導入予定はない」と回答した企業はテレワークを導入しない理由について、お尋ねします。該当するものすべてに○をつけてください。

1	テレワークに適した仕事がない
2	業務の進行が難しい
3	導入するメリットがよく分からない
4	社員の評価が難しい
5	社内のコミュニケーションに支障がある
6	周囲の社員にしわ寄せがある
7	労働組合や社員から要望がない
8	情報漏えいが心配
9	顧客など外部への対応に支障がある
10	費用がかかりすぎる
11	人事制度導入に手間がかかる
12	給与計算が難しい
13	文書の電子化が進んでいない
14	その他 ( )

## 12 職場のハラスメント

(記入要領 10ページ目)

(1) 令和3年4月から令和4年3月までの1年間に、労働者からハラスメントに関わる相談や訴えを受けたことがありますか。

1	あ る	→(2)の設問へお進みください
2	な い	→(3)の設問へお進みください

(2) 相談や訴えがあったハラスメントの種類で該当するものすべてに○をつけてください。

1	パワーハラスメント
2	セクシュアルハラスメント
3	妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント
4	介護休業等に関するハラスメント
5	顧客等からの著しい迷惑行為 (いわゆるカスタマーハラスメント)

(3) 貴事業所では、顧客等からの著しい迷惑行為 (カスタマーハラスメント) についての被害を防止する取組を行っていますか。

1	行っている (余白に具体的なものを記載 )
2	行っていない

13 新規学卒者の求人状況

(記入要領 11ページ目)

(1) 令和4年度の新規学卒者(令和4年3月卒業)の求人状況を記入してください。

- ・ 令和4年度、貴事業所で採用がなかった区分については空欄、または「0」と記入してください。

	求人数 (採用予定人員)			充足数 (採用人員)		
高校卒			人			人
大学卒			人			人
その他 (専門学校卒、短大卒等)			人			人

(2) (1)の求人活動で利用した媒体について、該当するものすべてに○をつけてください。

1	2	3	4	5	6
職業安定所 (ハローワーク)	ハローワーク インターネット サービス	民営職業紹介 所(学校を除 く)	学校(専修学 校等も含む)	広告(求人情報 誌・インター ネット等も含 む)	その他(余白に具体的なものを記載)

ご協力ありがとうございました。





令和4年度

新潟市賃金労働時間等実態調査結果報告書



新潟市 経済部 雇用・新潟暮らし推進課

新潟市中央区古町通7番町 1010 番地 古町ルフル 5 階

電話(025)226-1642



令和5年(2023)年3月 発行